

# 陳 情 回 答 繼

(陳情第 59 号～第 81 号)

令和 2 年第 5 回 市議會委員會審查分

堺 市 議 會

# 目 次

陳情第	5 9号	行政にかかる諸問題について.....	1
陳情第	6 0号	行政にかかる諸問題について.....	1 9
陳情第	6 1号	行政にかかる諸問題について.....	2 5
陳情第	6 2号	少人数学級について.....	3 3
陳情第	6 3号	行政にかかる諸問題について.....	3 5
陳情第	6 4号	喫煙所について.....	5 3
陳情第	6 5号	公文書管理について.....	5 5
陳情第	6 6号	大都市政策について.....	5 7
陳情第	6 7号	障害者施策等の充実について.....	5 9
陳情第	6 8号	新金岡市民センターについて.....	7 1
陳情第	6 9号	防災施策について.....	7 3
陳情第	7 0号	まちの美化について.....	7 5
陳情第	7 1号	感染症対策等について.....	7 7
陳情第	7 2号	予防接種について.....	7 9
陳情第	7 3号	児童発達支援センターの充実について.....	8 1
陳情第	7 4号	障害者施策等の充実について.....	8 3
陳情第	7 5号	保育施策について.....	8 7
陳情第	7 6号	行政にかかる諸問題について.....	8 9
陳情第	7 7号	公共交通について.....	1 0 3
陳情第	7 8号	公園の管理・整備について.....	1 0 5
陳情第	7 9号	公立幼稚園について.....	1 0 7
陳情第	8 0号	放課後施策について.....	1 0 9
陳情第	8 1号	放課後施策について.....	1 1 1



番 号	陳情第 59 号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	12月16日

(審査結果)

第5項

現在、議会の様子は、全戸に配布される「広報さかい」をはじめ、堺市議会ホームページ、インターネット中継などをとおして市民の皆様にお伝えしています。「広報さかい」におきましては、「議会のうごき」としまして、定例会や委員会において議論した事項を、議事の記録に基づきできるだけ多く掲載するとともに、重要な議案に対する会派等別の賛否の一覧を掲載し、充実を図っています。また、同時に堺市議会ホームページにも掲載し、議会情報の充実に努めています。

ご要望の「議会だより」の発行につきましては、多くの紙資源と多額の経費を要する等課題もあり、現在のところ、行っておりません。

今後とも、広報さかいや堺市議会ホームページなどをとおして、市民の皆様に議会情報をより一層分かりやすくお伝えするよう努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

番号	陳情第59号	所管局	市長公室			
件名	行政にかかる諸問題について					
<b>第6項（政策企画部）</b>						
<p>本市では、市民一人ひとりが住んでいるまちに愛着や誇りを持って最大限に個々の力を發揮し、地域全体で行政と連携・協働しながら、地域課題の解決やまちづくりに参画する協働のまちづくりを推進しています。</p> <p>自治基本条例の制定に関する他都市の直近の状況なども参考にしながら、引き続き、市民との連携や協働に取り組んでまいります。</p>						
<b>第7項（広報戦略部市政情報課）</b>						
<p>市民と市長が対話できるような場については、これまでいろいろな機会を捉え、場を設けてまいりました。今後、対話の場については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の方策も含め、より効果的な方法等を検討してまいります。</p>						
<b>第8項（広報戦略部市政情報課）</b>						
<p>本市において、個人情報を取扱う業務委託を行う際は、「堺市個人情報取扱事務の委託等に関する基準」に基づき、受託事業者における秘密の保持、罰則、適正管理、返還、廃棄等の事項を定めた契約を締結することとしており、必要に応じて個人情報を取り扱う施設の実地調査を行う等、受託事業者が個人情報に係る事故等を起こさないよう対応を行っています。</p> <p>また、受託事業者は、本市の承諾の上、業務の一部を再委託したとき、その契約内容を速やかに書面で本市へ報告し、再委託先には受託事業者と同様の義務を負わせたうえで、その遵守を監督しています。</p>						
<b>第9項（広報戦略部広報課）</b>						
<p>令和2年度から「広報さかい」は、より読みやすく分かりやすくなるように、文字やレイアウトを変更し改善に取り組んでいます。今年度策定した広報戦略に基づき、今後も引き続き内容の充実を図ってまいります。</p> <p>今年度の配布方法の変更点は、集合住宅の場合は集合ポストへの配布に統一したことです。オートロックの集合住宅が増え、集合ポストとドアポストとの配布方法にバラつきが生じております。公平性と誤配布防止の観点から統一したものです。なお、身体が不自由などの理由でドアポストへの配布を必要とする場合は、宅配業者へご連絡をいただき個別対応を行っております。</p> <p>折り込みチラシについては、宅配業務の経費削減を図るために、平成24年から実施しております。受託者が収集した民間広告を市が設けた基準に沿って業種や内容の審査を行い、市の承認を得たうえで行っております。</p>						

番 号	陳情第59号	所管局	市長公室			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第10項（政策企画部）（文化観光局観光部観光企画課）（健康福祉局健康部精神保健課）（産業振興局商工労働部産業政策課）（建築都市局都市再生部臨海整備課）						
統合型リゾート（IR）は、国際会議場や展示場等のMICE施設を始め、宿泊施設、商業施設、劇場等のエンターテイメント施設、カジノなどが一体となった複合集客施設です。						
IRは、国際観光拠点として、国内外から多くの集客が期待され、地域の観光振興、経済成長などに寄与することが期待されている一方で、ギャンブル等依存症や治安悪化などの懸念も指摘されているところです。						
国の基本方針案では、「カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響については、徹底的に排除する必要がある」と記載されています。また、大阪府・大阪市が令和元年11月に公表した実施方針案の中でも、「国のギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とし、大阪の実情を踏まえた大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画を策定し、有効な対策を着実に実施する」とされています。なお、大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画は、令和2年3月31日に策定され、計画に基づく取組が始まっています。						
本市としましては、引き続き、これらの動向を注視していきます。						
なお、大阪広域ベイエリアまちづくり推進本部は、大阪広域ベイエリアの将来像や整備の方向性等について取りまとめるため設置したものです。IR誘致の状況に関わらず、万博やなにわ筋線などの大きな動きのなかで、ベイエリアの魅力を高めるため、議論をしてまいります。						
<b>第11項（政策企画部）</b>						
副首都推進本部は、大阪府及び大阪市が東西二極の一極を担う「副首都・大阪」の確立に向け、平成27年12月に設置されました。						
本市は、大阪府及び大阪市との連携を図り、大阪全体の成長・発展に向けた戦略の検討等を進めることで、堺の成長につなげること等を目的として、令和元年8月に参加しました。						
今後も大阪府及び大阪市と連携し、堺市の成長に向け取り組んでまいります。						

番 号	陳情第59号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第12項（行政部総務課）

自衛隊法施行令第120条には、防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができると規定されており、これに基づいて、令和2年2月に防衛大臣から堺市長に対して募集対象者情報の提出依頼がありました。募集対象者情報の提供は法令に定められた適法な事務であり、法令に基づき提供を行うものです。

番号	陳情第59号	所管局	選挙管理委員会事務局
件名	行政にかかる諸問題について		

第13項（選挙管理委員会事務局）

誰もが投票しやすい環境づくりは重要なことと考えており、現在132箇所全ての投票所では、段差解消や点字器、車イス、コミュニケーションボードなどを設置しております。

また投開票事務を適正に行えるよう事務手順を改善し、事務従事者への説明会・打ち合わせ会を通じて、注意事項の指示の徹底を行うなど選挙が適正に行なわれるよう取り組みます。

入院、施設入所中の選挙人については、入院、入所している病院、施設が大阪府の不在者投票施設の指定を受けていれば当該施設で不在者投票を行うことができますので、病院や介護保険施設が新設された場合には、不在者投票施設の指定を受けるよう勧奨しています。

在宅で介護を受けておられる方については、現在介護保険の「要介護5」の認定を受けておられる方が、郵便投票の対象となっていますが、郵便投票の対象者を「要介護4」及び「要介護3」全体に拡大するよう指定都市選挙管理委員会連合会において、法改正要望に取り組んでいます。

番号	陳情第59号	所管局	危機管理室			
件名	行政にかかる諸問題について					
<b>第14項（危機管理室危機管理課・防災課）</b>						
<p>新型コロナウイルス感染症対策下で避難所における「密」を回避するため、避難状況に応じ、例えば、風水害時においても地震時の避難所を開設するほか、指定避難所以外の約80か所の公共施設や、災害時協定を締結しているホテル協会に加盟するホテルを順次開設するなど、避難スペースの確保に取り組んでいます。</p> <p>また、指定避難所に、間仕切りや段ボールベッド、マスクやアルコール消毒液などの衛生用物品等の配備をすでに実施しています。トイレの設置については、小中学校では、学校トイレの環境改善整備事業の一環として、災害時でも使用できるトイレの整備を進めるほか、マンホールトイレや簡易トイレの配備など、関係部局が連携のもと取り組んでいます。</p> <p>防災行政無線屋外スピーカーは、災害発生時に立ち退き避難が必要となる、河川氾濫や土砂災害、津波による浸水が想定される地域へ設置を行っており、大阪府より新たに公表された浸水想定（高潮・西除川・東除川）に対応するため、増設に向けた調査を実施しています。</p>						
<b>第15項（危機管理室防災課）</b>						
<p>本市では、津波避難の原則である地震発生後約100分以内に「JR阪和線を目標に東の高いところへ避難する」という啓発を促進するとともに、避難が遅れた場合の指定緊急避難場所として、津波浸水想定地域を中心に、マンションやホテルなどの同意のもと、津波避難ビルの指定を進めています。</p> <p>津波避難ビルは、緊急的に命を守るための避難場所であり、避難生活の場所となる指定避難所とは異なります。津波からの避難には、地震発生後の速やかに「JR阪和線を目標に、東の高い所へ避難すること」が命を守るために必要であるとともに、万が一に備え、最低限必要な非常持ち出し品を事前に準備しておくことが重要であり、引き続き、市民の皆さんへの呼びかけを行います。</p> <p>なお、本市では、地震時には161か所の指定避難所を開設いたしますが、新型コロナウイルス感染症対応下において、避難所における「密」を避けるため、避難状況に応じ、約80か所の公共施設や災害時協定を締結しているホテル協会に加盟するホテルを順次開設するなどの対応を予定しています。</p>						

番 号	陳情第59号	所管局	市民人権局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第16項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課）</b>						
<p>区民評議会の活動を多くの市民に知ってもらうことを目的として、会議録を公開するだけでなく、「諮問内容」から「答申等における意見」、また「意見等を反映して実施する事業」や「期待する効果」などを分かりやすく整理したツリー図を作成し、ホームページなどで公表するなど、積極的に議論内容の周知等に取り組んできました。</p> <p>また、区民評議会での議論を一層深めるため、区民評議会が、区と協議し実施する調査などに対しても支援を行ってきました。</p> <p>区民評議会については、令和元年度に総括を行い、今年度は区と協議・議論を重ね、制度のあり方を検討しているところです。</p> <p>今後も、区民の参画を促し、区民との協働により、区域の課題解決や特色に応じた取組を推進できるよう、努めてまいります。</p>						
<b>第17項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課）</b>						
<p>区役所においては、市民相談窓口をはじめ、日常生活での問題などについてご相談いただけます各種相談窓口を設けており、窓口でのご相談だけでなく、電話によるご相談が可能なものもございます。</p> <p>なお、区役所以外でも各種相談窓口が設置されており、広報さかいやホームページ等でご案内させていただいているので、ご利用くださいますようお願いします。</p> <p>今後も、市民の皆様の声をお聞かせいただき、市民サービスの向上に取り組んでまいります。</p>						
<b>第18項（市民生活部市民協働課・男女共同参画推進部生涯学習課）</b>						
<p>公民館は、社会教育法第20条に基づき、生涯学習の振興、地域振興、住民相互の親睦を図ることを目的として設置しており、高齢者をはじめ、様々な世代の方に利用されています。なお、現在、公民館各室利用料金については無料となっておりますので、お住まいの地域に限らず、お気軽にご利用ください。</p> <p>校区地域会館や自治会館は、所有者である地元自治会が運営しております、管理経費等の観点から利用料金もそれぞれで設定されていると伺っています。</p> <p>本市としては、校区地域会館の修繕に対する補助を設けるなど、地域の負担軽減に取り組んでいるところですが、利用料に関する補助の創設は予定しておりません。</p>						
<b>第19項（男女共同参画推進部男女共同参画センター）</b>						
<p>利用者の多様な要望に応えるために、男女共同参画交流の広場や生涯学習施設など、既存施設との連携を図りながら、活動の場の提供に努めてまいりたいと考えておりますのでご理解を願います。</p>						

番 号	陳情第59号	所管局	市民人権局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第20項（人権部人権推進課）</b>						
<p>本市においては、昭和58年に非核平和都市宣言を決議するとともに、国内外の都市が連帶して国際社会に核兵器廃絶を訴える活動を行う平和首長会議や日本非核宣言自治体協議会に加盟し、広範な都市連携のもと、さまざまな機会を通じて核兵器のない世界の実現を訴えているところです。</p> <p>今後も、平和首長会議及び日本非核宣言自治体協議会を通じ、核兵器廃絶を国際社会に求めてまいります。</p> <p>また、「核兵器禁止条約」につきましては、本市も加盟している平和首長会議から、核兵器保有国を含む全ての国に対し、条約への加盟を要請し、条約の一日も早い発効を求めているところです。</p>						
<b>第21項（人権部人権推進課）</b>						
<p>日本国憲法、中でも第9条につきましては、さまざまな議論がなされていることは認識しております。しかしながら、憲法改正につきましては、国權の最高機関である国会での発議を経て、国民投票により判断されるべきものと考えております。</p> <p>本市としましては、今後とも「平和と人権を尊重するまちづくり条例」や「非核平和都市宣言決議」の趣旨を踏まえ、平和社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p>						

番 号	陳情第59号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		

#### 第22項（健康部保健所感染症対策課）

新型コロナウイルス感染症における検査は、感染症法に基づく行政検査として医師の判断のもと実施しており、まずは症状のある方や濃厚接触者など、検査が必要とされる方に適切に受検していただくことが重要であると考えています。

一方で、濃厚接触者はもとより、無症状であっても必要な場合は検査を実施しているところですが、検査体制のさらなる充実に向けて、検査スキームや検査対象について、国の動向を注視し、今後の取組について検討していきますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

本市においては、本庁に保健所を設置し、各区に保健センターを設置しています。「地域保健法第四条第一項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」において、保健所は、地域保健における広域的、専門的、技術的拠点と位置付けられる一方、保健センターは、住民に身近で利用頻度の高いサービスを提供する拠点として位置付けられています。

こうしたことを踏まえ、本市においては、保健所では全市域を対象として「新型コロナ受診相談センター」を設置し、専門的な相談対応等をする一方、保健センターでは、一般的な健康相談や保健指導等の市民サービスを行うなど、保健所と保健センターが協力・連携しながら、効率的かつ効果的に市民の健康保持増進に取り組んでいきます。

#### 第23項（生活福祉部国民健康保険課）

平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国保制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、改正国民健康保険法に基づく大阪府国民健康保険運営方針を策定し、平成30年度からの保険料率の統一などを定めました。

本市は、令和2年10月、大阪府国民健康保険運営方針策定に際する大阪府からの意見聴取に対して、国による更なる公費投入の拡大と大阪府による被保険者の急激な負担増加の抑制策や特段の財政支援措置等を求めるとともに、新型コロナウイルス感染症による被保険者への影響が生じている現状に鑑み、保険料率の府内完全統一時期の延期も含めた対応を検討することを強く求める趣旨の意見を提出しました。

なお、本年1月の堺市国民健康保険運営協議会の答申に付された「医療保険制度の一本化など、国民皆保険制度の安定的な運営のための抜本的な改革を国の責任において実現するよう、国に対して求めること」、「市町村標準保険料率のより一層の抑制に向けた方策及び財政措置等を実施することを、大阪府に対して求めること」との意見の趣旨を踏まえ、引き続き必要に応じて国や大阪府に提案や意見具申するなど、国民健康保険制度の持続可能な運用に取り組んでいきます。

また、大阪府国民健康保険運営方針では、平成30年度から令和5年度まで最大6年間は、各市町村による激変緩和措置が認められており、令和3年度以降の保険料率についても、基金からの繰入れを行うことなどにより、被保険者の負担が急激に増加することのないよう対応していきます。

番 号	陳情第59号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第24項（長寿社会部長寿支援課・地域包括ケア推進課・障害福祉部障害者支援課・健康部健康医療推進課）						
<p>特定健康診査は、堺市国民健康保険の保険者が「高齢者の医療の確保に関する法律」及び同法施行規則等に基づき40歳から74歳までの被保険者とその被扶養者を対象に実施しているものです。</p> <p>特定健康診査の検査項目は、メタボリックシンドロームに着目して特定をしており、生活習慣病予防に有効とされる国が定めた項目を中心に実施しています。</p> <p>市民のみなさまへは、健診の勧奨と合わせて、加齢による体の変化や自身の健康を守るための方法について、啓発を行っていきます。</p> <p>また、難聴の自覚や変化の気づきから受診を促し、医療や適切なケアにつなぐことで、難聴に起因する認知症などの二次的な機能低下も防ぐことができると考えています。このことから、地域包括支援センター等による健康講座などにおいて、加齢性難聴の早期発見のためのチェックポイントを周知することにより、本人の自覚や周囲の気づきを促し、受診につながるよう啓発に取り組んでいます。</p> <p>また、今年度に、話し手の声を加齢性難聴の方でも聞き取りやすい音質に変換するスピーカーを活用した、「聴こえ」に関する実証プロジェクトを実施し、その検証結果をもとに、加齢性難聴に対する社会の理解の促進や、市内介護サービス施設等での生活支援機器の導入促進につなげていきたいと考えています。</p> <p>現状、高齢者の加齢性難聴の方への助成制度はありませんが、今後の社会状況や他市の動向について、必要に応じて調査・研究を行っていきます。</p> <p>なお、聴覚障害を原因とした身体障害者手帳をお持ちの方については、補聴器の購入に要する費用を助成する制度があります。</p>						

番 号	陳情第59号	所管局	子ども青少年局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第25項（子ども青少年育成部子ども家庭課・子ども相談所）</b>						
<p>各区子育て支援課の体制につきましては、順次、非常勤相談員の増員配置を行ってきましたが、令和2年度から4年度にかけて、全区に1名ずつ常勤職員を増員配置していく予定です。</p> <p>子ども相談所の児童福祉司及び児童心理司につきましても、児童福祉法や児童虐待防止対策体制総合強化プランに沿った増員を、令和4年度までに計画的に行う予定です。令和2年度における児童福祉司は48名、児童心理司は13名で、令和4年度に向けて児童福祉司、児童心理司を合わせて約100名とする予定です。</p> <p>また、人材育成のため、所内外の研修に職員を積極的に参加させ、経験を積んだ職員によるマンツーマンでの助言指導等、OJT研修を行っています。あわせて、一人で悩みを抱え込まないよう、複数での対応や支援方針会議で組織としての判断を行っています。複雑なケースへの対応にあたっては、上記の組織対応に加え、弁護士等専門職の助言を受けられる体制を整え、専門性の維持と向上に努めています。</p>						
<b>第26項（児童自立支援施設整備室）</b>						
<p>堺市立児童自立支援施設の整備計画の中止は、大阪府の施設内に、寮の整備等必要となる受入れ体制を大阪府に求めるなど、対象となる堺市の子どもたちに必要な支援を行える環境をしっかりと確保することを前提に、施設整備費用や将来的なランニングコストを考えて、より効果的な手法として、大阪府への事務委託の継続を検討することによるものです。</p> <p>引き続き、堺市の子どもたちに必要な支援を行えるよう、受入れ体制の確保について大阪府と十分協議していきたいと考えています。</p>						
<b>第27項（子ども青少年育成部子ども家庭課）（市民人権局男女共同参画推進部男女共同参画推進課）</b>						
<p>本市のDV相談者数は、本年4月から9月までのDV相談者数は931人で、前年の同時期と比較すると20%程度増加しています。</p> <p>本市では、堺市配偶者暴力相談支援センターの開設時間以外も夜間・休日DV電話相談を開設し、24時間365日相談に対応しています。また、男女共同参画センターや男女共同参画交流の広場においてもDV相談を行うほか、緊急対応が必要な場合は、大阪府と連携し、シェルター等での一時保護を行っています。</p> <p>今後も、一人でも多くの被害者が相談・支援につながるように相談窓口の周知啓発し、被害者の安全確保に努めます。</p>						

番 号	陳情第59号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第28項（商工労働部雇用推進課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、ひとり親世帯、特に母子世帯の経済的な影響は深刻な状況であると認識しています。</p> <p>本市独自の取組としては、7月から児童扶養手当受給世帯やひとり親世帯臨時特別給付金の受給世帯等を対象としたファイナンシャル・プランナーによる家計相談を、9月から養育費確保支援事業を実施しています。</p> <p>また、本市独自の支援金として、ひとり親世帯臨時特別給付金の受給世帯等を対象とした給付金の補正予算を議会へ上程しています。</p> <p>コロナ禍による休業・雇止めに対する支援に関しては、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた市内中小企業等が、従業員の雇用を維持した場合に支給される、雇用調整助成金等の申請に関する特別相談窓口を開設し、市内中小企業等が助成金を活用し従業員の雇用を維持するための支援を実施しております。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響等により離職を余儀なくされた求職者を対象とした「再就職支援プログラム」において、座学講座や職場見学を実施するとともに、当プログラムを通じて採用を決定した企業に対して雇用支援金を支払うことにより、求職者の再就職を支援しております。</p> <p>さらに、全年齢の女性を対象にした「さかいJOBステーション」の「女性しごとプラザ」や、働く意欲がありながら、様々な阻害要因のため就労に結びつかない方を対象にした「公益財団法人堺市就労支援協会」通称「ジョブシップさかい」において、女性求職者の状況に応じて、就職につながるカウンセリングやセミナーの実施をはじめ、正規雇用の求人企業情報の提供及び企業とのマッチングなどの支援、結婚、出産、育児、介護等の様々な事情で一旦退職し再就職をめざす女性のキャリアプランク解消の支援などに取り組んでいます。</p> <p>今後も、市内中小企業の雇用の維持に対する支援、様々な立場にある女性に対する切れ目のないきめ細かな就労支援、求職者に対する更なる就労支援に取り組んでいきます。</p>			

番号	陳情第59号	所管局	建築都市局
件名	行政にかかる諸問題について		

第29項（交通部公共交通課）

本市では既存路線バス等の維持に努め、また公共交通空白地域において定時定路線のデマンド型の乗合タクシーを運行することにより、市民の約97%が公共交通を利用できる環境となっています。また、すべての人が乗降しやすいノンステップバスの導入に対して補助を行い、利便性向上を図っています。

今後ともバス事業者と協力しながら公共交通の利用促進や利便性向上に努めていきます。

また、本市内を運行している路線バス事業者へ車両の窓開けによる換気の対応について申し入れを行ったところ、「運転席横窓や客席窓など複数個所を開けることにより車内換気を実施しております。お客様によっては窓を閉められる方もおられるため、折り返し運行を行う前に可能な限り窓を開けるように対応しています。また、路線バスではバス停での乗降ドアの開閉でも換気が行われており安心してご乗車いただけるものと考えています。」とのことです。

本市としましても、バス事業者と協力して感染予防の啓発に取り組んでいきます。

番 号	陳情第59号	所管局	上下水道局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第30項（経営企画室）						
『水道民営化について』						
<p>水道法第6条第2項は、水道事業は原則として市町村を経営主体とすることを規定しています。これは、水道事業が膨大な資金と技術力を必要とし、かつ、継続的、安定的な経営が必要であることから、利潤を追求する私企業の経営によるよりは、公共団体である市町村により経営されることが適切と考えられるためです。</p> <p>その一方で、人口減少に伴う水需要の減少など、水道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、将来にわたり安定的に事業を運営していくためには、民間企業の技術力や高い効率性を活かすことが重要であると考えています。</p> <p>このようなことから、本市では、民間企業の高い効率性が期待できる検針・料金徴収業務などについて業務委託を導入し、安定した事業運営に努めています。</p> <p>民間企業に委託した業務であっても、本市の責任で運営されていることに変わりはなく、委託業者による業務履行を適正に管理しています。</p> <p>今後も、水道事業の公益性・公共性を確保した上で、民間企業との公民連携を進め、事業運営のより一層の健全化や効率化を図り、安全安心な水を安定的に供給していきます。</p>						
『料金の引き下げについて』						
<p>水道料金は、大阪広域水道企業団の水道用水供給料金の引下げによる負担減少分を還元するため令和元年12月から水道の従量料金を引き下げ、下水道使用料についても、経営改善の取組みにより、平成29年10月から基本使用料を引き下げたところです。</p> <p>今後の水道・下水道事業の経営上の課題として、水道事業は大阪広域水道企業団から水を購入するための受水費が支出の大半を占めるため、費用削減の効果が発現しにくい構造にあります。また、下水道事業では、過去に集中的に整備した際に借りた企業債償還金の負担が今後も下水道事業会計を圧迫する状況が続きます。</p> <p>このように、水道・下水道事業とも、今後は経営の厳しさを増すことが想定されるため、経営基盤の強化策として、未利用地の有効活用等の新たな収益の確保、広域化・公民連携による新たな運営形態の検討、ＩＣＴの活用などを一層推進し、将来にわたり持続可能な体制を構築します。</p>						

番 号	陳情第59号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第31項（学校教育部学校指導課・中央図書館総務課）</b>						
<p>本市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第32条の規定に基づき、教育委員会が図書館を所管しています。</p> <p>教育委員会では、司書の専門性を活かした継続的な図書館運営を行うため、図書館サービスの専門的業務を担う司書職員の計画的な採用と育成、適切な職員配置が重要であると認識しており、令和2年4月から会計年度任用職員制度が実施されたことによって、さらに質の高いサービスを提供していくことができるよう、職場研修や職員間の情報共有を推進しています。</p> <p>併せて、令和2年7月に策定しました「中央図書館基本指針」における図書館ネットワーク全体を検討する中で、分館についても、将来的な施設更新を見据え、小規模館であることを踏まえて、利用者ニーズや立地条件により、適切なサービスのあり方を検討していきます。</p> <p>また、学校図書館については、児童生徒の読書活動・学習活動を支援するために専門的知識をもった学校司書の配置を拡充することが重要であると認識しております。令和2年4月から導入された会計年度任用職員制度を活用し、中学校では2校に1人、小学校では4校に1人、学校司書を配置しています。</p> <p>今後も学校図書館の充実に向けて、学校図書館にかかる人材確保や人材育成をめざし、学校司書にとって働きやすい勤務条件を検討していきます。</p>						
<b>第32項（学校管理部保健給食課）</b>						
<p>教育委員会では、文部科学省の衛生管理マニュアルに基づき、学校における感染症リスク低減のための取組を示す、新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル「学校の新しい生活様式」を作成し、学校園に周知しています。</p> <p>各学校園においては、同マニュアルに基づき感染防止に取り組んでいます。</p> <p>また、状況の変化があるごとに学校園に対し最新の情報に基づいた通知等を行い、注意喚起を行っています。</p>						
<b>第33項（学校管理部保健給食課）</b>						
<p>学校給食では、国産小麦については収穫量も十分でなく、給食で使用する量を貯うのは困難な状況であるため、輸入小麦を使用したものを提供しています。</p> <p>輸入小麦については、カビ毒を始め、ポジティブリストに設定されているすべての農薬について、輸入国出港の際の農林水産省による船積時検査と日本に到着した際の厚生労働省によるモニタリング検査が実施されており、その検査において、国が設定している基準値内の小麦が輸入されておりますので、安全性に問題はないと考えています。</p> <p>今後も、国の動向を注視しながら、安全・安心な給食の提供に努めていきます。</p>						

番号	陳情第59号	所管局	教育委員会事務局			
件名	行政にかかる諸問題について					
<b>第34項（学校管理部保健給食課）</b>						
<p>新型コロナウィルス感染症の影響による保護者の経済的負担を軽減するため、市立小学校及び支援学校の令和2年8月から10月までの学校給食費については無償化を行いました。</p> <p>なお、学校給食に要する経費の内、食材料費については学校給食法に基づき保護者の方々のご負担をお願いしていますので、ご理解ください。</p> <p>また、分散登校や短縮授業の時の給食の実施にあっては、今夏での状況等を踏まえ実施の可否、内容等について検討します。</p>						
<b>第35項（学校管理部学校給食改革室）</b>						
<p>教育委員会では、全員喫食制の中学校給食の実施に向け、「堺市中学校給食実施方法等調査」の結果をもとに、有識者等で構成される「堺市中学校給食検討懇話会」において調理方式についての意見を踏まえ、高度な衛生管理が徹底できること、同時期に一斉早期に開始できること、安全安心な給食を安定的に提供できること等の理由から、給食センター方式の導入を令和2年3月に決定いたしました。今後は、全員喫食制の中学校給食の実施に向け必要な調査等を行いながら、安全安心な給食を提供することを第一に、できるだけ早期に全校で実施できるように取り組みます。</p> <p>なお、懇話会については、開催案内、開催後の資料及び議事要旨を堺市ホームページへ掲載し市民の方々にお知らせしています。</p>						
<b>第36項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>放課後児童対策事業の運営は、市の事業として「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき実施しています。</p> <p>活動場所の確保に向けては、専用教室の設置や、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等の確保に努めており、必要な人員の配置については、国の基準を遵守しながらのびのびルーム等の放課後児童対策等事業を実施しています。</p> <p>運営事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式により価格のみでなく、これまでの実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム等、総合的な運営内容を審査してよりすぐれた運営事業者の決定を行っています。</p> <p>なお、運営事業者の変更があった場合には引継ぎを着実に行い、指導員の継続雇用等について新事業者に配慮を依頼しています。</p>						

番 号	陳情第59号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第37項（教職員人事部教職員人事課・学校教育部学校指導課・学校管理部施設課）</b>						
<p>本市では現在、小学校において「少人数学級編制加配教員」及び「小学校教育支援加配教員」の配置により、小学校2年において35人以下、小学校3年から6年において38人以下の学級編制を行っています。また、小・中学校において「習熟度別指導等加配教員」の配置により、きめ細かな指導を行うために、1クラスを分割するなど少人数での学習を実施しています。</p> <p>少人数学級実現のためには、教員の確保や、教室数の確保など、様々な課題があると認識しております、国の動向を注視しながら本市の状況に則して検討していきます。また、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員について、国に対し引き続き要望していきます。</p>						
<b>第38項（学校教育部学校指導課・生徒指導課・教育センター能力開発課）</b>						
<p>大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）は、小学5、6年生を対象に府内の子どもたち一人ひとりが学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これから予測困難な社会を生き抜く力を着実につけ、その結果分析をもとに学校教育の改善・充実等に取り組むことを目的に実施されるものです。</p> <p>本市においては児童の学びの状況を把握することで、これまでの教育施策の成果や改善に活かすとともに、学校においては指導の改善・充実に役立てることができると考えております。</p> <p>チャレンジテストについては、公立高等学校入試における評定の公平性を確保する必要があるため、大阪府統一のルールで実施されており、本市も参加しています。</p> <p>また、本市では、各教科におけるチャレンジテストの結果を分析・検証し、学力向上に向け、授業改善等に取り組んでいます。</p>						
<b>第39項（総務部学務課・学校管理部教育環境整備推進室）</b>						
<p>平成19年に策定した「堺市幼児教育基本方針」を見直し、令和2年6月に「堺市幼児教育基本方針（改定版）」を策定しました。</p> <p>今回、改定した基本方針において、前回の基本方針で「条件の整ったところから順次廃止する」と定めた公立幼稚園を、本市全体の幼児教育の質の向上に向けた先導的な役割や、配慮を必要とする幼児の受け入れなどセーフティネットとしての役割を担うため、一部の公立幼稚園を存置し、研究実践園とすることとしました。</p> <p>これまでの園児数や、将来の1号認定区分（満3歳以上で小学校就学前の保育を必要としない子ども）の量の見込みから、その園児数の受け入れに対応し、かつ持続的に、適正な集団規模を確保していくために、研究実践園として選定する園数は4園とすることが適切であると判断しました。また、研究実践園では3年保育と預かり保育を実施します。</p> <p>園児の入園については、毎年度教育委員会で決定する定員の範囲内において受け入れます。</p>						



番 号	陳情第60号	所管局	市長公室			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第2項（政策企画部）						
<p>本市は、大阪府及び大阪市との連携を図り、大阪全体の成長・発展に向けた戦略の検討等を進めることで、堺の成長につなげること等を目的として、令和元年8月に参加しました。</p> <p>今後も「副首都・大阪」の確立に向けて、大阪府及び大阪市と連携し、堺市の成長のため取り組んでまいります。</p>						

番 号	陳情第60号	所管局	財政局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第3項（税務部税制課）</b>						
<p>消費税率（国・地方）引上げによる增收分は、社会保障・税一体改革により、全て社会保障に充てられています。消費税率10%への引上げによる增收によって、待機児童の解消、幼児教育・保育の無償化など子育て世代の社会保障が充実し、全世代型への社会保障制度改革が進んでいます。</p> <p>また、消費税の軽減税率制度とインボイス制度は、それぞれ消費税率引上げによる低所得者の負担の緩和と複数税率制度のもとでの適正な課税の確保を目的に導入された制度です。</p> <p>地方消費税の収税の2分の1は市町村に交付されており、本市においても貴重な財源となっています。</p> <p>以上のような趣旨を踏まえると、本市から国に意見を申し入れるべきではないと考えております。</p>						
<b>第4項（税務部税制課）</b>						
<p>所得税法第56条は、居住者の不動産所得、事業所得、山林所得に関し、当該事業に従事した同居親族等に支払った給与については、その居住者の当該事業に係る各種の所得の金額の計算上、必要経費に算入しないという規定です。</p> <p>青色申告書を提出した場合は、所得税法第57条に基づき、当該事業に従事した同居親族等に支払った給与も、一定の条件のもと経費に算定することが認められています。</p> <p>所得税は国税であり、上記の内容を含む所得税法の改正については、その要否を含め、国会において審議決定されるべき事柄であって、本市から賛否を表明すべき内容ではないと考えております。</p>						

番 号	陳情第 60 号	所管局	危機管理室			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<p>第5項（危機管理室危機管理課）（建築都市局建築部建築監理課）（建設局土木部土木監理課）        （上下水道局経営企画室）</p> <p>堺市災害対策本部が設置される大規模災害が発生した場合、被害を受けた市管理施設等の速やかな機能回復を図るため、市内事業者等で構成される団体と締結している協定に基づき、必要に応じ、応急対策業務への協力を依頼することとしております。</p> <p>一方、応急対策業務を除く復旧・復興に係る業務や平時の調査・点検業務については、緊急性を有するものでないことから、業務内容や規模に応じ、地方自治法、同施行令、堺市契約規則等に基づき、公平公正な業者選定を実施いたします。</p>						

番 号	陳情第60号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第6項（生活福祉部国民健康保険課）</b>						
<p>平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国保制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、改正国民健康保険法に基づく大阪府国民健康保険運営方針を策定し、平成30年度からの保険料率の統一などを定めました。</p> <p>大阪府国民健康保険運営方針では、平成30年度から令和5年度まで最大6年間は、各市町村による激変緩和措置が認められており、本市においては、令和2年度の保険料率についても、基金からの繰入れを行うことなどにより、被保険者の負担が急激に増加することのないよう料率を設定しました。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少した被保険者については、申請により保険料の減免や支払猶予が受けられる場合があります。</p>						
<b>第7項（生活福祉部国民健康保険課）</b>						
<p>新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少に対する保険料減免と、従来の所得減少に係る保険料減免のうち、その額が大きい方を適用できるよう、必要な書類を提出いただいている。各世帯の状況に応じて保険料負担ができる限り軽減するための措置でありますので、ご協力をお願いします。</p>						

番 号	陳情第60号	所管局	産業振興局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第8項（商工労働部産業政策課）</b>						
<p>市内全事業所のうち約7割を占めている小規模企業は、地域経済や雇用を支える極めて重要な存在であると認識しております。</p> <p>小規模企業を含めた市内中小企業の振興については、「堺市産業振興アクションプラン（平成30年4月改定）」において具体的な実施計画を策定し、経営基盤の強化や人材確保の支援などの各種施策を臨機応変に展開しているところです。</p> <p>また、中小企業者をはじめとする地域の企業の実態を把握するため、四半期ごとのアンケート方式による「地域産業経営動向調査」や、公益財団法人堺市産業振興センターにおける金融・経営相談及び各種業界団体との情報交換など、様々な機会を通じて市内事業者の実態把握に努めているところです。</p> <p>今後とも実態調査等で把握したニーズを適切に考慮しながら、中小企業基本法や小規模企業振興基本法の基本理念・方針も十分に踏まえ、引き続いて、理念にとどまらず積極的かつ柔軟に市内小規模事業者を総合的に支援し、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。</p>						
<b>第9項（商工労働部産業政策課・商業流通課）</b>						
<p>キャッシュレス決済を活用したポイント還元事業は、落ち込んだ消費の回復を図るため、市内商業の活性化を図るとともに、新しい生活様式であるキャッシュレス決済の促進を目的に実施しています。</p> <p>事業実施に当たっては、経済団体と連携し、今までキャッシュレス決済をご利用されたことがない店舗向けの説明会を開催するなど、多くの店舗にご参加いただけるよう取り組んでおります。</p> <p>併せてコロナ対策としては、中小・小規模事業者に対し、新しい生活様式への対応を促進し、将来に渡る事業継続が図ることができるよう、堺市頑張る中小企業応援補助金、先端設備等導入支援補助金、テレワーク導入支援補助金（第3次募集）、堺市中小企業デジタルトランスフォーメーション促進補助金などを実施しているところです。</p> <p>引き続き、市内事業者の状況の把握に努めながら、市の支援策はもとより、国や府も含めた様々な支援策の情報を迅速に分かりやすく提供し、活用していただくことにより、市内事業者の事業継続の支援に努めてまいります。</p>						



番 号	陳情第 61 号	所管局	市長公室			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第3項（政策企画部）（文化観光局観光部観光企画課）（健康福祉局健康部精神保健課）（産業振興局商工労働部産業政策課）						
カジノを含む統合型リゾート（IR）については、平成30年「特定複合観光施設区域整備法（IR整備法）」が制定され、現在、国において基本方針案が示されています。						
国の基本方針案では、「カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響については、徹底的に排除する必要がある」と記載されています。また、大阪府・大阪市が令和元年11月に公表した実施方針案の中でも、「国のギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とし、大阪の実情を踏まえた大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画を策定し、有効な対策を着実に実施する」とされています。なお、大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画は、令和2年3月31日に策定され、計画に基づく取組が始まっています。						
本市としましては、引き続き、これらの動向を注視していきます。						

番 号	陳情第61号	所管局	選挙管理委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第4項（選挙管理委員会事務局）						
<p>投票所については、選挙人の利便を図り、併せて投票管理事務の合理化を促進するため、交通の利便性や地域の特性を考慮して設定しております。</p> <p>また、現在132箇所全ての投票所では、段差解消や点字器、車イス、コミュニケーションボードなどを設置する等誰もが投票しやすい環境づくりに努めているところです。</p> <p>しかしながら、選挙の種類によっては、最大4票、補欠選挙等便乗選挙があればさらに票数が増える可能性があるため、一定の面積を持つ施設であることと、更に周辺の道路状況等も勘案して、主に小学校の体育館等を使用しています。</p> <p>今後も投票所の設定については、地域の方々のご意見を伺いながらよりよい投票環境の整備を図っていきます。</p>						

番 号	陳情第61号	所管局	危機管理室			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第5項（危機管理室防災課）（教育委員会事務局学校管理部施設課）						
<p>本市では、これまで避難者の体調などに応じ、体育館だけでなく、空調のある教室等を避難スペースとして使用するなど、施設管理者と調整を図りながら臨機に対応しています。</p> <p>また、大規模災害時には、民間事業者との防災協定によりスポットクーラーなどを手配するほか、国からプッシュ型支援（被災地からの要請を待たずに、必要となる物資を緊急的に被災地へ輸送するもの）などを迅速に受けられるよう、令和2年4月に内閣府が運用を開始した全国的な物資調整の仕組みである「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用します。</p> <p>また、避難所における停電対策として指定避難所を含む災害対応拠点や病院などのリストを送電事業者と共有し、優先的に復電作業が実施されるよう協議を実施したほか、全指定避難所に、発電機やハロゲンライトなどの資機材を配備しています。</p> <p>さらに、令和2年8月には、大阪トヨタ自動車株式会社、大阪トヨペット株式会社、トヨタカローラ南海株式会社及びネットトヨタ南海株式会社と防災協定を締結し、ハイブリッド車など外部給電車両等の貸し出しを受け、非常時における電力提供体制の強化を図りました。</p> <p>今後も大規模災害を想定した良好な避難所環境の確保に取り組んでいきます。</p>						

番 号	陳情第61号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第6項（健康部健康医療推進課）</b>						
<p>胃・肺・大腸・子宮・乳がんの5つのがん検診については、令和2年4月から2年間の期間を延長し、自己負担額を無料としています。また、5つのがん検診に加えて、胃がんリスク検査、前立腺がん検査についても令和2年4月からの2年間は自己負担額を無料としています。</p> <p>成人歯科検診については、令和元年度よりオーラルフレイル予防から対象年齢を拡大し、令和3年3月末までの期間、71歳から74歳までのその対象者は無償で受診していただけるようになっています。この機会に、多くの市民に受診をしていただき、以後の、かかりつけ歯科医での定期的な検診の受診につなげていきたいと考えています。</p> <p>今後も、市民の健康寿命の延伸に向けた取組を総合的に進めていきます。</p>						

番 号	陳情第61号	所管局	子ども青少年局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第7項（児童自立支援施設整備室）						
<p>堺市立児童自立支援施設の整備計画の中斷は、大阪府の施設内に、寮の整備等必要となる受入れ体制を大阪府に求めるなど、対象となる堺市の子どもたちに必要な支援を行える環境をしつかり確保することを前提に、施設整備費用や将来的なランニングコストを考えて、より効果的な手法として、大阪府への事務委託の継続を検討することによるものです。</p> <p>引き続き、堺市の子どもたちに必要な支援を行えるよう、受入れ体制の確保について大阪府と十分協議していきたいと考えています。</p>						

番 号	陳情第61号	所管局	建築都市局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第8項（交通部公共交通課）						
<p>ご要望について、南海バス株式会社によりますと、「光明池エリア～泉ヶ丘駅の速達性が低下し、当路線の長所が損なわれる恐れがあること、所要時間増加に伴い費用が増加することから、現段階では梅・美木多駅経由への変更予定はございません。しかしながら、この度お寄せいただきましたご意見につきましては、今後の事業計画の参考とさせていただく所存でございます。」とのことです。</p> <p>本市では、各区の区役所・老人福祉センター等の公共施設へのアクセスを目的として、平成12年10月からふれあいバスの運行を開始し、利用者の声を聞きながら運行内容の見直し等を行ってきましたが、路線バスとの重複が多く、また、利用状況が低調であることなどから平成25年6月30日をもって廃止した経緯があります。</p> <p>市としましては、ニュータウン地域の活性化の進捗やバス需要の動向を見据えながら、事業者に路線バスの利便性向上を働きかけていきます。</p>						

番 号	陳情第61号	所管局	建設局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第9項（ニュータウン地域再生室）</b>						
<p>本市では、近畿大学医学部等の開設を見据えて、円滑な自動車交通に向けた交差点改良を行っているほか、歩行者通行環境の整備や利便性向上に向けた田園公園及び三原公園の再整備などを行います。</p> <p>当該地域では、近畿大学、大阪府、堺市による工事が輻輳することから、地域住民の安全を確保するため、工事車両の台数や通行ルートなどに関して本市が中心となって近畿大学や大阪府と調整を行い進めております。また、地域住民への説明についても、近畿大学、大阪府、本市の3者が協力して実施いたします。</p> <p>なお、田園公園及び三原公園をはじめとする公園の再整備については、令和2年4月、「三原台校区における公園・緑地等の整備プラン」を校区にお住まいの住民にご意見を聞き、事業を進めています。</p> <p>近畿大学においても、「近畿大学医学部・近畿大学病院新築工事」に関連する堺市開発行為等の手続に関する条例に基づく説明会を令和2年9月25日から27日までの3日間に合計1回開催し、住民の皆様からいただいたご意見については、当該説明会後に質問回答集を作成し、三原台全域をはじめとする対象地域約5,700戸に全戸配布しました。また、同工事の附属自動車車庫に関する建築基準法第48条第15項の規定による公聴会を同年11月1日に開催し同様に住民の皆様のご意見をいただきながら説明を重ねてきました。</p> <p>本市といたしましては、今後とも引き続き、泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョンの実現に寄与する近畿大学医学部等の開設に向けた取組を地域住民の意見を十分に聞きながら進めてまいります。</p>						
<b>第10項（土木部南部地域整備事務所）</b>						
<p>泉北ニュータウンの道路においては舗装更新を計画的にすすめております。</p> <p>また、通学路など歩行者の通行量が多い歩道では側溝の暗渠化による歩道拡幅や樹木更新の際には通行環境に配慮した整備をしております。</p> <p>引き続き、市民が安心して通行できる道路環境の維持に努めてまいります。</p>						

番 号	陳情第61号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第11項（中央図書館総務課）</b>						
<p>令和2年7月に策定しました「中央図書館基本指針」における図書館ネットワーク全体を検討する中で、分館についても、将来的な施設更新を見据え、小規模館であることを踏まえて、利用者ニーズや立地条件により、適切なサービスのあり方を検討していきます。</p> <p>また、図書館の管理運営手法については、行政サービスとしての質を担保するという前提のもとに、指定管理者制度を含めたアウトソーシングによる運営についても研究していきます。</p>						
<b>第12項（学校管理部保健給食課・学校給食改革室）</b>						
<p>教育委員会では、全員喫食制の中学校給食の実施に向け、「堺市中学校給食実施方法等調査」の結果をもとに、有識者等で構成される「堺市中学校給食検討懇話会」において調理方式についての意見を踏まえ、高度な衛生管理が徹底できること、同時期に一斉早期に開始できること、安全安心な給食を安定的に提供できること等の理由から、給食センター方式の導入を令和2年3月に決定いたしました。今後は、全員喫食制の中学校給食の実施に向け必要な調査等を行いながら、安全安心な給食を提供することを第一に、できるだけ早期に全校で実施できるように取り組みます。</p> <p>小学校給食費の無償化は、新型コロナウイルス感染症の影響による保護者の経済的負担を軽減するため、令和2年8月から10月まで行いました。</p> <p>なお、学校給食に要する経費の内、食材料費については学校給食法に基づき保護者の方々のご負担をお願いしていますので、ご理解ください。</p>						

番 号	陳情第62号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	少人数学級について					
第2項（教職員人事部教職員人事課・学校教育部学校指導課・学校管理部施設課）						
<p>本市では現在、小学校において「少人数学級編制加配教員」及び「小学校教育支援加配教員」の配置により、小学校2年において35人以下、小学校3年から6年において38人以下の学級編制を行っています。また、小・中学校において「習熟度別指導等加配教員」の配置により、きめ細かな指導を行うために、1クラスを分割するなど少人数での学習を実施しています。</p> <p>少人数学級実現のためには、教員の確保や、教室数の確保など、様々な課題があると認識しており、国の動向を注視しながら本市の状況に則して検討していきます。また、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員について、国に対し引き続き要望していきます。</p>						



番 号	陳情第 6 3 号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	12月16日
(審査結果)	
第1項	
<p>本市議会では、令和元年6月21日に竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会が設置され、堺市長選挙にかかる選挙運動に関する収入及び支出の報告に関する事項について調査を行っております。</p> <p>これまで当委員会では、令和2年1月30日に竹山前市長に対し、また同年2月7日に選挙運動費用収支報告書に記載の出納責任者である阪本圭氏に対し証人尋問を実施し、さらに同年11月12日に堺市選挙管理委員会に対し質疑を行うなど、必要な調査を行ってきたところです。</p> <p>また、先の12月15日の当委員会では、正当な理由がなく出頭しない、記録を提出しない、また証言を拒んだことにより、竹山修身氏、阪本圭氏、竹山富美氏、渡井理恵氏の4名を告発することを決定し、18日の最終本会議で議決されます。</p> <p>会議の内容については、堺市役所市政情報センター、各区役所市政情報コーナー、堺市各図書館等で会議録をご覧いただくことができ、また堺市議会ホームページからも会議録及び録画中継をご覧いただくこともできます。</p> <p>ご理解のほどよろしくお願ひいたします。</p>	
第2項	
<p>本市を含む政令指定都市は、公職選挙法により、区の区域をもって選挙区とし、各選挙区の議会議員の定数は、人口に比例して条例で定めることとされています。また、その人口は最近の国勢調査人口によるものとされています。</p> <p>現在の各区における議会議員の定数は、平成27年の国勢調査人口に基づき、平成30年3月28日開催の本会議において可決された「堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例」により定められたものとなっておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。</p>	

番 号	陳情第63号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	12月16日

(審査結果)

第3項

堺市特別職報酬等審議会から出された答申（平成31年2月13日）では、本市の財政状況、一般職との比較、他の政令指定都市との比較、職務職責の4指標のいずれの視点からみても、議員報酬の額を改定すべき要因は特段見受けられることから、据え置くことが適当であると考えると答申されています。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症への対応において、市内の事業者や市民に対する支援、補償が十分に及んでいない状況を鑑み、本市議会では、本年5月18日本会議において「堺市議會議員の議員報酬の特例に関する条例」を全会一致で可決し、令和2年6月分から11月分まで議員報酬を月額15%削減したところです。

なお、本市議会において政務活動費を減額しておりませんが、今後とも、議会の権能を十分に発揮し、市民から負託された期待に応え、市民福祉の向上と市政の持続的発展に寄与してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

番 号	陳情第63号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		

第4項（政策企画部）

平成27年国勢調査時に、国勢調査指導員による個人情報を含む調査関係書類の紛失があり、再発防止に努めておりましたが、令和2年国勢調査においても、2名の国勢調査員が調査関係書類を紛失いたしましたことをあらためてお詫び申し上げます。今後、国へ提出するまで、調査関係書類の適正な管理を行ってまいります。

また、調査書類が2枚届いたことにつきましては、転居前と転居後のご住所に配布されたものと承知しております。今回は、新型コロナウィルス感染症の拡大防止のため、世帯の方と非接触の方法での調査であったことから、転居を把握できなかったことによるもので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

番 号	陳情第63号	所管局	総務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第5項（人事部労務課）（財政局財政部財政課）						
<p>令和2年度においては、予算を伴わない「ゼロ予算事業」として、余剰スペースを活用した期間限定保育や高齢者のごみ出し支援といった事業に取り組んでいます。令和3年度においても、引き続き職員の創意工夫のもと、予算を伴わざとも実施可能な事業に取り組みます。</p> <p>勤勉手当は、民間企業のボーナスのうち考課査定分に相当する給与で、各職員の人事評価の結果や勤務の状況に応じて支給される手当です。</p> <p>その支給月数は、毎年度、民間企業の従業員の給与水準との均衡を考慮して行われる人事委員会勧告を踏まえ、決定しています。</p> <p>今後も、地方公務員法の趣旨に則り、適正な給与水準の維持に努めてまいります。</p>						
第6項（行政部行政経営課）						
<p>本市において、平成22年度に21団体あった外郭団体は、現在、13団体に減少するなど、統廃合等の見直しを行ってきました。</p> <p>外郭団体においては、設立後、相当の年数が経過しており、時代との適合性や事業の効率性、有効性等の観点から、実施事業や運営体制等を見直す必要があるため、現在、外郭団体の運営・事業等の点検等を行い、今後の外郭団体の見直しに向けた取組方針を整理しているところです。</p> <p>当該取組方針を策定した後は、適切に進捗管理を行い、外郭団体の見直しを推進していきます。</p>						

番 号	陳情第63号	所管局	財政局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第7項（財政部財政課）（総務局総務部行政経営課）</b>						
<p>令和元年度末において、臨時財政対策債を除いた普通会計の市債残高が2,436億円であること、令和3年度当初予算編成において、135億円の收支不足となる見込みであることなど、本市の財政状況は非常に厳しくなっています。</p> <p>そのため、令和3年度当初予算編成において、徹底した事業見直しを行うなど、財政状況の改善に取り組みます。</p> <p>本市の財政運営の状況や多様化する市民ニーズ等に対応し、安定した行政サービスを提供するためには、今後も不断の事業見直しを行い、積極的に行財政改革に取り組む必要があると考えています。市が実施するすべての事業が効果的・効率的に実施できるよう、費用対効果の最大化をめざし、事務事業総点検シートを活用しながら、P D C Aサイクルに基づく事業見直しを着実に推進します。</p>						
<b>第8項（財政部財政課）（総務局総務部行政経営課）</b>						
<p>本市の新型コロナウイルス感染症対策は、国や大阪府の施策では支援が届いていないところに対して、これまで市独自の支援策を検討し、必要な補正予算を編成しました。子育て関係予算として、新生児に対する臨時給付金、第1子、第2子の保育料無償化、学校給食費無償化などの経費を計上しています。また高齢者・障害者関係の予算として、おでかけ応援利用促進事業、収入が減少した介護・障害者施設の事業者への支援や、施設のクラスター対策などにかかる経費を計上しています。</p> <p>令和3年度当初予算編成では、徹底した事業見直しなどを行いつつ、新型コロナウイルス感染症対策を最優先として、セーフティネットの維持と地域経済の支援に注力します。さらに、将来の税源涵養に繋がる投資の呼び込みに取り組みます。</p> <p>本市の財政運営の状況や多様化する市民ニーズ等に対応し、安定した行政サービスを提供するためには、今後も不断の事業見直しを行い、積極的に行財政改革に取り組む必要があると考えています。市が実施するすべての事業が効果的・効率的に実施できるよう、費用対効果の最大化をめざし、事務事業総点検シートを活用しながら、P D C Aサイクルに基づく事業見直しを着実に推進します。</p>						

番 号	陳情第 6 3 号	所管局	選挙管理委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第9項（選挙管理委員会事務局）						
<p>選挙は参政権の具体的な行使の機会であり、投票参加は民主主義の健全な発展に不可欠なものです。</p> <p>政治や選挙に有権者が関心を寄せるように啓発を行い、有権者の投票参加意識の向上を図るとともに、有権者のニーズを踏まえた「誰もが投票しやすい環境づくり」を進めています。</p> <p>特に投票率が他の世代に比べて低い傾向にある若年層の投票率の向上に向けて、高校等への出前授業の開催や選挙資材の貸し出しなどの機会を通して投票参加意識の向上に努めるとともに、誰もが投票しやすい環境づくりの一環として、現在 132箇所全ての投票所での段差解消や点字器、車イス、コミュニケーションボードなどを設置しております。</p>						

番 号	陳情第63号	所管局	市民人権局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第10項（市民生活部戸籍住民課）（各区役所企画総務課）</b>						
<p>本市では、利用者満足度の高い行政サービスをめざす取り組みの一環として、西区役所において市民課窓口業務の民間委託を実施しております。今後はこれに加えて、AIをはじめとするICTの導入も検討するなど、より効果的な方法を考えてまいります。</p> <p>各区役所には、窓口の案内サービスだけでなく、来庁者へ声かけを行い、目的の窓口への同行などを行う総合案内人としてフロアマネジャーを設置しています。</p> <p>今後も、来庁者に対し丁寧かつ親切な案内を行うなど、来庁者に分かりやすい区役所の実現をめざしてまいります。</p>						
<b>第11項（市民生活部市民協働課・人権部人権推進課）</b>						
<p>本市における令和2年中（10月末現在の速報値）の性犯罪等の認知件数は50件、特殊詐欺の認知件数は80件となっています。</p> <p>性犯罪等については堺市ホームページで、特殊詐欺については大阪府警察ホームページで、それぞれ最新の認知件数が公表されていますので、ご参照ください。</p> <p>新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者、治療に携わる医療関係者の方などに対する不当な差別、偏見、誹謗中傷などは許されるものではありません。</p> <p>本市では、新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について、広報さかいや堺市ホームページへの掲載に加え、ポスター掲示、講演会における啓発などを実施しています。</p> <p>今後も、偏見にとらわれず、思いやりのある行動に努めていただけるよう、啓発活動を推進してまいります。</p>						

番 号	陳情第63号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第12項（健康部保健所感染症対策課）</b>						
<p>本市では、新型コロナウイルス感染症が感染症法で「指定感染症」として定められたことに伴い、保健所においては、感染者の調査や隔離、公費による適切な医療の提供といった、まん延防止対策に取り組んでいます。</p> <p>また、基本的な感染対策や「堺スタイル」などの新しい生活様式の実施については、市民の皆様に働きかけるべき重要なポイントと考えており、広報紙やホームページ等で周知し、今後とも機会を得て周知していきます。</p>						

番 号	陳情第63号	所管局	文化観光局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第13項（1）（文化部世界遺産課）</b>						
<p>百舌鳥古墳群ビジターセンターは、大仙公園エリアに来られたあらゆる世代の方に世界遺産百舌鳥・古市古墳群の魅力を体感してもらい、価値や情報を発信していく施設として、整備を進めています。本施設情報については、広報等を通じて、今後も広く情報発信に努めます。</p>						
<b>第13項（2）（博物館学芸課）</b>						
<p>堺市博物館は、世界遺産に登録された百舌鳥・古市古墳群の歴史的価値や魅力について、市民や来訪者がより深く学び・理解していただける施設とするため、現在、古代展示エリアを中心としたリニューアル整備を進めており、3月にオープン予定です。</p>						
<b>第13項（3）（観光部観光推進課）</b>						
<p>百舌鳥古墳群への来訪者及び市民の双方が快適に滞在することのできる環境を創出するために、大仙公園内の「いこいの広場」及び「旧大仙公園事務所」において飲食・物販施設の整備を進めており、現在、選定された民間事業者と整備に向けた協議を進めているところです。</p>						
<b>第13項（4）（国際部国際課）</b>						
<p>本市では、平成22年7月より、国際交流や多文化共生の拠点として堺市立国際交流プラザを設置しています。</p>						
<p>本プラザでは、国際ボランティア団体等が国際交流や国際協力活動を行うための重要な場であり、また、ワンストップ型相談窓口の設置や日本語学習支援を行うなど、外国人市民にとって生活に欠かすことができない施設となっています。</p>						
<p>外国人コミュニティや民間国際交流団体をはじめ、誰もが気軽に集い交流できる場として、本プラザの周知をより一層図ってまいります。また、今後はオンライン交流を取り入れるなど、国際交流・国際協力活動が市民にとって、より身近なものになるよう、取組を進めてまいります。</p>						
<b>第13項（5）（観光部観光推進課）</b>						
<p>世界遺産に登録された百舌鳥古墳群を後世に大切に残していくためにも、現地に訪れていただき、その価値や理解を深め、また、魅力を知っていただきたいと考えています。そのため、現地を訪れていただくアクセスの充実は重要であると考えており、公共交通機関を利用したアクセス方法の周知や主要駅からの観光レンタサイクル及びシェアサイクルの利用促進を図っていきます。</p>						

番号	陳情第63号	所管局	産業振興局			
件名	行政にかかる諸問題について					
<b>第14項（商工労働部産業政策課）</b>						
<p>市内全事業所のうち約7割を占めている小規模企業は、地域経済や雇用を支える極めて重要な存在であると認識しております。</p> <p>小規模企業を含めた市内中小企業の振興については、「堺市産業振興アクションプラン（平成30年4月改定）」において具体的な実施計画を策定し、経営基盤の強化や人材確保の支援などの各種施策を臨機応変に展開しているところです。</p> <p>また、中小企業者をはじめとする地域の企業の実態を把握するため、四半期ごとのアンケート方式による「地域産業経営動向調査」や、公益財団法人堺市産業振興センターにおける金融・経営相談及び各種業界団体との情報交換など、様々な機会を通じて市内事業者の実態把握に努めているところです。</p> <p>今後とも実態調査等で把握したニーズを適切に考慮しながら、中小企業基本法や小規模企業振興基本法の基本理念・方針も十分に踏まえ、引き続いて、理念にとどまらず積極的かつ柔軟に市内小規模事業者を総合的に支援し、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。</p>						
<b>第15項（商工労働部イノベーション投資促進室・ものづくり支援課）</b>						
<p>本市において家族経営などの小規模企業は、市内全事業所のうち約7割を占めており、地域経済や雇用を支える極めて重要な存在であると認識しております。</p> <p>そこで本市では、小規模企業に対し、各種経営相談や大阪府との連携による無担保融資の実施など、きめ細かな支援を講じております。</p> <p>事業承継については、各事業者からの個別相談に対応するとともに、必要な専門家を派遣し円滑な事業承継を促しているほか、堺商工会議所等とも連携を図りながら、市内企業の持続的な経営の実現をめざしております。</p> <p>また、生産性向上特別措置法に基づき、一定の要件を満たした場合、導入した先端設備の固定資産税が3年間ゼロになる等の特例措置がある「先端設備等導入計画」の認定を平成30年6月より実施しています。認定の対象者は個人事業主を含む中小企業者で、業種の指定がなく、幅広い事業者が利用できます。</p> <p>本制度は、先端設備等の導入により生産性の向上をめざす事業者の方に広く活用いただいている状況であり、令和2年11月末現在、284者の計画を認定しています。</p> <p>今後とも小規模企業の持続的な発展に向けて、振興施策の強化に努めてまいります。</p>						

番 号	陳情第63号	所管局	産業振興局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第16項（商工労働部雇用推進課）</b>						
<p>本市では、全年齢の女性を対象にした「さかいJOBステーション」の「女性しごとプラザ」や、働く意欲がありながら、様々な阻害要因のため就労に結びつかない方を対象にした「公益財団法人堺市就労支援協会」通称「ジョブシップさかい」において、女性求職者の状況に応じて、就職につながるカウンセリングやセミナーの実施をはじめ、正規雇用の求人企業情報の提供及び企業とのマッチングなどの支援、結婚、出産、育児、介護等の様々な事情で一旦退職し再就職をめざす女性のキャリアプランク解消の支援などに取り組んでいます。</p>						
<p>また、「さかいJOBステーション」の「SAKAI JOB CLUB」では、全年齢の女性を含め就業中の方を対象として、働く上での相談対応を随時行うとともに、職場での人間関係を円滑にするためのコミュニケーションスキル向上などのセミナーや、同年代の働く仲間と情報交換し、仕事への意欲向上につなげるための交流会を開催するなど、職場定着支援に向けた取組を行っています。</p>						
<p>一方、企業に対しては、「ダイバーシティ経営戦略セミナー」などの実施を通じて、女性が活躍できる職場づくりを促しているところです。</p>						
<p>今後も、様々な立場にある女性に対する切れ目のないきめ細かな就労・職場定着支援に取り組んでいきます。</p>						

番 号	陳情第63号	所管局	建築都市局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第17項（交通部公共交通課）						
<p>人口減少に伴う通勤通学利用の減少や運転者不足に加えて、新型コロナウイルスの影響により路線バスに係る経営環境が更に厳しくなっている中、市民の移動手段の確保はますます重要なっています。</p> <p>こうした中で本市は、おでかけ応援バスの実施、ノンステップバス・バスロケーションシステム等の導入支援など、バスの利用促進や利便性向上を進めています。</p> <p>また、鉄道駅やバス停から遠く既存の公共交通を利用し難い地域においては、乗合タクシーを運行し、日常の移動手段の確保に取り組んでいます。</p> <p>引き続き、公共交通の維持確保に努め、事業者と協力しながらバスの利便性向上に取り組んでいきます。</p>						

番号	陳情第63号	所管局	建設局
件名	行政にかかる諸問題について		

#### 第18項（ニュータウン地域再生室）

本市では、以下のとおり、特に三原台校区の住民の皆様に対し、説明を行っています。

平成29年7月から、堺市、大阪府、近畿大学とともに「泉ヶ丘駅前地域のまちづくり」として、健康長寿の取組、近畿大学医学部等の開設効果、安全な交通環境の確保、公園及び緑道再整備案、近畿大学医学部等配置検討図案などについて、三原台校区の自治会や周辺マンション、幼稚園や小学校、中学校、また校区全体の住民や全市民を対象として、これまで合計38回にわたり説明会を重ねてきました。

特に三原台校区については、平成30年11月、府営三原台第1住宅の方も含め約480人の参加をいたいた校区全体説明会を行いました。加えて、後日、校区全域の約5,400戸全戸に説明会資料を配布するとともに、質問票を同封し、住民からいただいたご質問等についても同年12月に個別にご回答いたしました。

また、堺市都市計画審議会では、田園公園等の都市計画公園の変更に関する公聴会での公述人の意見とそれに対する市の考え方、及び提出された意見書の要旨とそれに対する市の考え方を委員に説明するとともに、上述の説明経過や検討案の修正内容に加え、泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョンに定める将来像を実現する取組であることや、近畿大学医学部等の開設による泉ヶ丘地区における事業効果や今後の公園整備等についても委員に説明したうえで、審議がなされました。

近畿大学においては、「近畿大学医学部・近畿大学病院新築工事」に関連する堺市開発行為等の手続きに関する条例に基づく説明会を令和2年9月25日から27日までの3日間に合計11回開催するとともに、住民からいただいた質問については、回答集として三原台全域をはじめとする対象地域約5,700戸に全戸配布したほか同工事の附属自動車車庫に関する建築基準法第48条第15項の規定による公聴会を同年11月1日に開催するなど、説明を重ねてきました。

本市といたしましては、今後とも引き続き、泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョンの実現に寄与する近畿大学医学部等の開設に向けた取組を地域住民の意見を十分に聞きながら進めてまいります。

番号	陳情第63号	所管局	建設局			
件名	行政にかかる諸問題について					
<b>第19項（ニュータウン地域再生室）</b>						
<p>泉北ニュータウンのまちづくりについては、「泉北ニュータウン再生指針」を策定し、この再生指針に基づき、駅前地域のまちづくりの方向性を示した「泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョン」や「梅・美木多駅前活性化土地利用構想」を策定しており、地元や関係各機関と将来ビジョンを共有し、地区センターを含めたまちづくりの取組を進めています。</p> <p>泉北ニュータウン内の公的賃貸住宅については、府営住宅をはじめとする公営住宅の再生について、「泉北ニュータウン公的賃貸住宅再生事業実施計画」に基づき、事業主である大阪府、大阪府住宅供給公社、UR都市再生機構が再生事業を進めています。集約事業において発生する活用地の土地利用については、地元住民の意見を聴きながら進めるよう連携いたします。</p> <p>また、平成26年度より大阪府住宅供給公社、UR都市再生機構と連携し、泉北ニュータウンへの若年層の誘引を目的とした住戸リノベーション事業を行っていますが、高齢者向の住戸リノベーション事業の実施予定はありません。</p> <p>大阪府では、府営住宅の一部建て替えを進めており、建て替え住宅については、エレベーターの設置、住戸のバリアフリー化を実施しています。また、既存の低層棟（5階建て）にエレベーターの設置を行うことも進めしており、平成28年3月31日時点では、泉北ニュータウン内の公的賃貸住宅の階段での移動が1層以内の住戸の割合は約56.45%と改善されています。</p> <p>今後とも、泉北ニュータウンが魅力あふれるまちとなるようソフト・ハード一体となった取組を進めてまいります。</p>						
<b>第20項（自転車まちづくり部自転車企画推進課）</b>						
<p>高齢ドライバーによるブレーキ動作の遅れ、ブレーキとアクセルの踏み間違い、注意緩慢による車線の逸脱などの交通事故の割合が増加傾向にあり、社会問題にもなっています。このことから警察等関係機関と連携し、効果的な広報・啓発活動を展開しております。また、安全な運転をサポートする機能を備えた車の最新技術の紹介や運転免許証の自主返納についても啓発を行っております。</p> <p>なお、国では令和3年1月下旬まで安全運転サポート車普及促進事業費補助金等の受付を予定しております。</p> <p>また、大阪府では運転免許自主返納施策について、高齢者運転免許自主返納サポート制度を行っております。この制度は、運転免許証を自主返納、または運転免許を失効し運転経歴証明書の交付を受けた大阪府在住の65歳以上の方が、サポート企業・店舗において「運転経歴証明書」又は「運転経歴証明書交付済シールとマイナンバーカードの両方」を提示することにより、様々な特典を受けることができるものです。堺市としましても、引き続き警察等関係機関と連携し、高齢者の運転免許自主返納について広報・啓発活動を行います。</p>						

番 号	陳情第63号	所管局	建設局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第21項（自転車まちづくり部自転車環境整備課）</b>						
<p>本市では歩行者の安全を第一とし、自転車利用者の安全にも配慮した自転車通行空間の整備に取り組んでいます。整備にあたっては現地確認を行ない、費用対効果や道路幅員を考慮し、警察とも協議の上で実施しています。</p> <p>整備の際には工事前に地元自治会へ工事内容の周知を図るための「工事のお知らせ」の中で、自転車利用者に対して「通行方法」を、自動車利用者に対して「駐車防止」についての啓発を行っています。</p> <p>また、工事完成後には、「広報さかい」において完成区間の地図表示と共に「通行方法」と「駐車防止」についての啓発を行っており、あわせて同時期に地元自治会へ「工事完了のお知らせ」を配布、回覧し、完成区間の地図表示と共に「通行方法」と「駐車防止」について再度、啓発を行ない、併せて所轄警察への取り締まり強化の依頼を行っています。</p>						
<b>第22項（ニュータウン地域再生室）</b>						
<p>田園公園及び三原公園については、グラウンドや広場機能など必要な機能を最大限確保するとともに、利活用できる緑空間を創出する等、公園全体で利便性の向上や機能向上を図り、地域の方々に親しんで頂ける公園として、再整備していくこととしています。</p> <p>子どもを対象として、三原公園の遊具広場や田園公園の斜面を活かした広場を新たに整備し遊具を設置することとしており、今年度より、三原公園から再整備工事の発注を行い、順次、整備を進めてまいります。</p>						
<b>第23項（ニュータウン地域再生室）</b>						
<p>近隣センターについては、オープンスペースの適切な維持管理と有効活用を通じて、商業機能やサービス機能、地域のコミュニティ機能の維持・向上に努めます。また、各センターの状況や周辺環境に合わせ、地権者や既存店舗の商業者だけでなく広く外部の民間事業者とも連携して時代の変化に対応した機能再編を促進します。</p>						

番 号	陳情第63号	所管局	上下水道局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第24項（経営企画室）</b>						
<p>水道法第6条第2項は、水道事業は原則として市町村を経営主体とすることを規定しています。これは、水道事業が膨大な資金と技術力を必要とし、かつ、継続的、安定的な経営が必要であることから、利潤を追求する私企業の経営によるよりは、公共団体である市町村により経営されることが適切と考えられるためです。</p> <p>その一方で、人口減少に伴う水需要の減少など、水道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、将来にわたり安定的に事業を運営していくためには、民間企業の技術力や高い効率性を活かすことが重要であると考えています。</p> <p>このようなことから、本市では、民間企業の高い効率性が期待できる検針・料金徴収業務などについて業務委託を導入し、安定した事業運営に努めています。</p> <p>民間企業に委託した業務であっても、本市の責任で運営されていることに変わりはなく、委託業者による業務履行を適正に管理しています。</p> <p>今後も、水道事業の公益性・公共性を確保した上で、民間企業との公民連携を進め、事業運営のより一層の健全化や効率化を図り、安全安心な水を安定的に供給していきます。</p>						

番 号	陳情第63号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸課題について					
<b>第25項、第26項（学校教育部生徒指導課）</b>						
<p>子どもとの信頼関係を築き、互いに認め合い支え合う仲間づくりや出番のある授業づくり等を通して、全ての児童生徒にとって居場所となる学校づくりに取り組んでいます。</p> <p>なお、本市におけるいじめ・不登校・暴力行為の件数につきましては、堺市ホームページにて公表しています。</p>						
<b>第27項（教職員人事部教職員人事課）</b>						
<p>教職員の専門性と能力の向上につながる人材育成のために、教職員人事評価制度を設けています。</p> <p>本制度に基づく人事評価結果は、勤勉手当に反映させるとともに、人事配置、研修等に有効に活用するものとしています。</p>						
<b>第28項（教職員人事部教職員人事課）</b>						
<p>教職員の不祥事や非違行為発生の防止に向けて、マニュアルの作成、年度当初・長期休業前・懲戒事案発生後等の各学校園への通知の発出、新任管理職研修・初任者研修等におけるコンプライアンス研修の実施、不祥事防止研修資料の作成と全学校園への配布等、教職員の服務規律の確保に取り組んでいます。</p> <p>また、学校園に対しては、コンプライアンスに係るマニュアルや研修資料等を用いて校園内研修を行い、定期的に組織や教職員自身の服務規律について繰り返し点検するよう、指示を行っています。</p> <p>管理職はもとより教職員への綱紀保持及び服務規律の遵守について、指導を徹底し、再発防止に努めています。</p>						
<b>第29項（学校管理部学校給食改革室）</b>						
<p>教育委員会では、令和2年3月に「全員喫食制の中学校給食の実施に向けた基本的な考え方」において、選択制給食から全員喫食制給食へ移行することとし、全員喫食制の中学校給食の実施に向け必要な調査等を行いながら、安全安心な給食を提供することを第一に、できるだけ早期に全校で実施できるように取り組んでいます。</p>						
<b>第30項（中央図書館総務課）</b>						
<p>Wi-Fiについては、令和2年度中に堺市内各図書館（分館含む全12館）で利用できるよう、整備を進めています。</p>						



番 号	陳情第64号	所管局	総務局			
件 名	喫煙所について					
(行政部総務課・人事部人事課・労務課) (環境局環境事業部環境業務課) (健康福祉局健康部健康医療推進課)						
<p>指定喫煙所については、議会での議論を踏まえ、路上での受動喫煙対策として、郵便局前の喫煙所の機能強化に合わせ、市役所の近隣での設置を検討しています。</p> <p>なお、駅前や商店街などの場所に設置する場合は、望まない受動喫煙対策を講じる必要があることから、厚生労働省より「屋外分煙施設の技術的留意事項について（通知）」（平成30年11月9日 健発1109第6号）が示されており、配慮した施設を計画しています。</p> <p>また、設置場所については、関係法令や周辺の状況などを勘案し対策を講じてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>感染症に係る対応については、各指定喫煙所では、密を避けて利用することや長時間の滞在を控えるよう促す貼紙等を掲示するなど注意喚起を行っています。</p> <p>また、指定喫煙所の設置に関し、たばこ産業関連の事業者からの負担によって設置することにつきましては、現在、事業者からの寄附受納を禁ずるような国内法は存在していません。また、堺市安全・安心快適な市民協働のまちづくり条例の趣旨からも、指定喫煙所は喫煙を促進するための施設ではなく、マナーを守るための施設であり、主に路上喫煙の防止やポイ捨ての防止を目的としていることからも、事業者からの指定喫煙所の設置の費用負担が「たばこ規制枠組条約」に違反していないと考えています。</p> <p>指定喫煙所は、上記に記載の目的のため、喫煙者を一定の場所に誘導・集約し、分煙を促進するためにも、不可欠であると考えています。</p> <p>新型たばこ及び加熱式たばこにつきましては、堺市安全・安心快適な市民協働のまちづくり条例では、「火のついたたばこを吸うこと及び所持すること」を「喫煙」としていることから、規制の対象とはしていませんが、路上喫煙等禁止区域内では、他の市民に誤解を与える可能性があるため、巡回員が声掛けをし、指定喫煙所内の喫煙をお願いしています。</p> <p>今後も関係部局と情報を共有し、連携を図りながら、喫煙者による喫煙マナーの周知・市域全体の路上喫煙、ポイ捨て等の防止を推進してまいります。</p> <p>また、市役所職員に対しても喫煙マナーや禁煙指導等の啓発を適宜行ってまいります。</p>						



番 号	陳情第 65 号	所管局	総務局			
件 名	公文書管理について					
(行政部法制文書課・人事部人事課)						
<p>本市における歴史的文書を含む公文書の管理については、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）の趣旨にのっとり、平成30年度から、公文書の作成時点においてその保存期間満了後の取扱いを決定しておくレコードスケジュールの手法を導入するなど、歴史的文書の適切な収集、保存等に継続して取り組み、その環境整備を図っています。</p> <p>また、歴史的文書を保存し、利用に供する公文書館機能については、市民の利便性、施設の設置目的等が、より効果的に達成できるようにすることが重要と考えており、他の公の施設との併設も視野に入れ、費用対効果も十分に考慮し、慎重な検討を進めているところです。</p> <p>この検討とともに、公文書館法（昭和62年法律第115号）第4条第2項の規定の趣旨を踏まえつつ、認証アーキビストの配置については、本市の公文書館機能が取り扱う歴史的文書の収集、整理等の規模やあり方を踏まえ、その必要性を検討してまいります。</p>						



番 号	陳情第 66 号	所管局	市長公室
件 名	大都市政策について		
(政策企画部)	地域の実情に応じた多様な大都市制度の実現に向けて、指定都市市長会を通じて国に働きかけてまいります。		



番 号	陳情第67号	所管局	選挙管理委員会事務局			
件 名	障害者施策等の充実について					
第1項 (選挙管理委員会事務局)						
<p>平成25年の公職選挙法の改正にともない、投票所における代理投票において、選挙人の投票を補助するものは、「投票所の事務に従事する者」のうちから2名を定めることと改められました。</p> <p>これにともない、選挙人の家族や付添人等は、投票管理者が認めた場合には、投票所に入ることができるのですが、代理投票において選挙人の投票を補助すべき者となることはできないため、投票の記載をする場所において選挙人本人の意思確認等を行う投票手続には関与することはできないものとされました。</p> <p>平成25年の改正は、成年被後見人の選挙権等を回復するとともに、あわせて、選挙等の公正な実施を確保するため、代理投票における補助者の要件の適正化等の措置を講ずることを目的として行われたものですので、ご理解を賜りますようお願いします。</p>						

番 号	陳情第67号	所管局	危機管理室			
件 名	障害者施策等の充実について					
<b>第2項（1）（危機管理室防災課）（健康福祉局長寿社会部長寿支援課）</b>						
<p>地域における被災者の支援拠点となる指定避難所においては、避難者のみならず、地域の在宅避難者、特に福祉的ニーズに高い避難行動要支援者の把握が必要であり、地域の皆様とともに避難行動要支援者一覧表の活用方法について様々な検討を行っています。特に、障害などにより支援が必要な在宅避難者に対する安否確認や物資提供等については、福祉サービス事業者や地域住民の方による支援、協力の仕組みづくりに向けて引き続き検討します。</p>						
<b>第2項（2）（危機管理室防災課）</b>						
<p>本市では、従来からの堺市避難所運営マニュアルなどに加え、避難所での新型コロナウイルス感染症への対策を図るため、堺市避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対策編）を令和2年6月に作成しました。災害発生時には、これらのマニュアルを参考に避難者等で構成される避難所運営委員会を中心に避難所運営を行うことになります。</p>						
<p>また、堺市避難所運営マニュアルでは、要配慮者への対応として、障害のある方への配慮のポイントについて、具体的に示しています。</p>						
<p>今後も、災害発生時に適切な避難所運営が行われるよう、職員への研修や訓練を行うとともに、関係部局と連携のうえ、地域への情報発信や防災訓練の促進に取り組んでまいります。</p>						
<b>第2項（3）（危機管理室防災課）（健康福祉局長寿社会部長寿支援課）</b>						
<p>本市では、各校区の実情に合わせた取組みの促進、継続による更なる防災力の向上を目的とした「地域防災力向上マニュアル」を作成し、校区の防災活動に活用いただくため、校区自主防災組織に配布しています。</p>						
<p>このマニュアルには、指定避難所となる学校と地域が連携・協力した事例等を紹介しており、地域で障害者や高齢者等の避難行動要支援者対応や外国人等の要配慮者の視点を含めた対応を具体的に検討いただく際の参考にしていただきたいと考えています。</p>						

番 号	陳情第67号	所管局	健康福祉局			
件 名	障害者施策等の充実について					
第3項（1）（2）（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）						
<p>国においては、これまで障害福祉分野における介護人材の不足や離職防止といった課題に対し、報酬単価の引き上げや待遇改善加算の拡充などを図っています。</p> <p>本市においても、障害福祉サービスの担い手である人材の確保は、障害福祉サービスを安定的に提供していくためにも重要であることから、福祉・介護の仕事に関心のある方と大阪府内の社会福祉施設等との面談の場を提供する合同求人説明会として、「福祉の就職総合フェア」を大阪府や大阪府社会福祉協議会等と共に開催する等、人材確保の支援に努めているところです。</p> <p>また、新任の相談支援専門員に対し「相談支援サポート事業」などの研修を実施するとともに、サービス提供責任者を対象とした「居宅介護事業者現任者研修」やグループホームの運営を担うサービス管理責任者等を対象とした障害のある方を講師に意見交換等を行う「グループホーム事業者研修」を実施する等、人材の育成や定着を目的とした取組を行っています。</p> <p>なお、今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止とクラスター対策の初動準備として、障害者施設等（入所施設、グループホーム、短期入所）の管理者等に対し、基礎知識や防護服の着脱方法の実技等の研修を実施しました。</p> <p>さらに、市独自の事業として、医療的ケアが必要な重症心身障害者を多数受け入れる生活介護事業所での看護職員の配置並びに重度障害者を受け入れるグループホームを運営する事業所での生活支援員及び看護職員の配置に対し補助を行っています。また、政令市20市と東京都で構成する21大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議を通じ、質の高い介護人材を安定的に確保し、利用者に対して必要かつ十分な介護が行えるよう、適切な人員配置基準の見直しやそれに見合う報酬単価の設定を国に要望しているところです。</p>						
第4項（障害福祉部障害者支援課）						
<p>障害福祉サービスの利用者負担については、平成24年4月から、所得に応じて負担額が決まる応能負担に変更されており、低所得の方の場合は、負担が生じないようになっています。</p> <p>また、災害や生計の主たる者の失業、死亡など、特段の事情がある場合は、負担の減免ができることになっています。</p> <p>利用者負担が生じるためサービスを利用できないような方がおられたら、区役所や障害者基幹相談支援センター等、相談窓口もありますので、ご相談ください。</p> <p>収入認定の対応については、基本合意の内容を含め、国の動向等を注視していきます。</p>						

番 号	陳情第67号	所管局	健康福祉局			
件 名	障害者施策等の充実について					
<b>第5項（1）（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）</b>						
<p>現段階では、まず、ヘルパー全体の人材確保が急務であると考えていますが、同性介護の観点等から、男性のヘルパーの必要性についても認識しています。</p> <p>必要なサービスを安定して提供できるよう、今後とも、国に対して、適切な報酬単価を設定できる財源の確保について強く要望していきます。</p>						
<b>第5項（2）（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）</b>						
<p>本市では、医療的ケア（人工呼吸器、気管切開）の必要な方を在宅で介護されているご家庭や、すべての障害福祉サービス事業所に対し、本市が購入したマスクと手指消毒用エタノールを配布するなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組を支援しています。</p> <p>使い捨てプラスティック手袋についても、障害福祉サービス事業所に対して配布できるよう、現在準備を行っているところです。</p>						
<b>第5項（3）（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）</b>						
<p>本市といたしましては、手話のできるヘルパーが増えるよう、事業者に本市の手話講習会を案内し、ご協力をお願いしているところです。また、平成26年度から、大阪府、大阪市、堺市及び府内中核市（東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び吹田市）と合同で「盲ろう者通訳・介助者派遣事業及び養成等事業」を実施しており、盲ろう者通訳・介助者の養成研修及び派遣を行っています。</p> <p>本市登録手話通訳者にも、養成研修の案内を送付し、周知を行っています。また、登録手話通訳者研修会において、盲ろう者支援についての講習を行っているところです。</p>						
<b>第5項（4）（障害福祉部障害者支援課）</b>						
<p>平成24年度から、本市主催で居宅介護の指定事業者のスキルアップのための研修を開催しています。本市といたしましては、各事業所の管理者を中心に研修を行い、その後の法人内の伝達研修等を行うことが、より多くの事業所がスキルアップできる、効率的かつ有効的な手段であると考えています。</p> <p>研修内容については、事業所等の意見も踏まえ毎年テーマを変えており、昨年度は、コロナの影響で中止となりましたが、平成30年度は2月と3月に強度行動障害をテーマとした研修を行いました。</p> <p>今後も引き続き研修を実施し、適切な支援が行える人材育成を図っていきます。</p>						

番号	陳情第67号	所管局	健康福祉局			
件名	障害者施策等の充実について					
<b>第5項（5）（障害福祉部障害者支援課）</b>						
<p>本市では、サービス提供責任者を対象とした「居宅介護事業者現任者研修」を実施し、人材の育成や定着を目的とした取組を行っています。</p> <p>国においては、これまでにも障害福祉分野における介護人材の不足や離職防止といった課題に対し、報酬単価の引き上げや処遇改善加算の拡充などが図られていますが、質の高い介護人材をより安定的に確保し、利用者に対して必要かつ十分な介護が行えるよう、適切な報酬単価の設定を国に要望していきます。</p>						
<b>第5項（6）（障害福祉部障害者支援課）</b>						
<p>人材確保できる求人システムや人件費補助制度など、本市独自の施策は、現在のところ考えておりませんが、政令市20市と東京都で構成する21大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議を通じ、質の高い介護人材を安定的に確保し、利用者に対して必要かつ十分な介護が行えるよう、適切な人員配置基準の見直しや、これに見合う報酬単価の設定を国に要望しているところです。</p>						
<b>第5項（7）（障害福祉部障害者支援課）</b>						
<p>「ベルデさかい」は、重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している障害者（児）が利用できる施設であるため、療育手帳がBの方などは、利用していただくことができませんのでご理解ください。</p> <p>なお、本市では、「堺市障害者短期入所事業運営補助」として、医療的ケアを必要とする方など重度障害者に対し十分なケアが行えるよう、重度障害者の受け入れに対し、加算することで短期入所事業所の機能強化に取り組んでいます。</p>						
<b>第6項（1）（障害福祉部障害者支援課）</b>						
<p>作業所への発注機会の拡大に向けた取組としましては、本市の各部局に対し、本市の優先調達方針の趣旨を説明し、趣旨を理解のうえ障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進に協力してもらえるよう依頼するとともに、作業所の製品の販売促進として、定期的に市役所庁舎等でバザーを開催しています。</p> <p>今後は、授産製品を製作する障害者施設のネットワークが運営するアンテナショップ「パッセ」において、インターネットでの販売ができるようホームページの改修を行う予定です。</p> <p>また、授産活動支援センターでは、本市や民間企業等との受注・発注のマッチング・コーディネートやホームページ等を活用した情報発信、授産活動に取り組む事業所の交流支援等を行い、工賃の向上に取り組んでいます。</p> <p>さらに、コロナ禍において、生産活動収入が相当程度減少している就労継続支援事業所に対して、生産活動の再起に向けて必要となる経費について補助を行い、障害者の働く場及び利用者の賃金・工賃の確保に努めます。</p>						

番 号	陳情第 67 号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策等の充実について		

**第6項（2）（健康部保健所感染症対策課）**

新型コロナウイルス感染症における検査は、感染症法に基づく行政検査として医師の判断のもと実施しており、まずは症状のある方や濃厚接触者など、検査が必要とされる方に適切に受検していただくことが重要であると考えています。

一方で、濃厚接触者はもとより、無症状であっても必要な場合は検査を実施しているところですが、検査体制のさらなる充実に向けて、検査スキームや検査対象について、国の動向を注視し、今後の取組について検討していきますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

**第7項（1）（2）（3）（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）**

本市では、重度の障害がある方も住み慣れた地域で家庭的な雰囲気のもと、生活を送れるよう、生活基盤となるグループホームの整備を促進しており、国庫補助金を活用した整備について市独自で整備費の上乗せ加算や新規開設する際の初度設備に対して補助を行い、事業者負担の軽減を図っています。

また、地域における重度障害者の暮らしの場を確保するため、重度障害者を受け入れるグループホームを運営する事業所に対して手厚い支援ができるよう、事業所が生活支援員の増員及び看護職員の配置に要する経費に対して補助を行い、機能強化を図っています。

今後も引き続き、重度障害の方が安心して暮らせるよう、グループホームの量的拡大と機能強化に取り組んでいきます。

**第7項（4）（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）**

日中サービス支援型共同生活援助は、障害者の重度化・高齢化を踏まえ、地域における生活の場として、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保できる仕組みとなっています。

本市では、民間活力を活用しグループホームの整備を進めており、国庫補助金を活用した整備補助については、特に重度障害者を受け入れる事業者を優先して選定するなど、重度障害者の方の暮らしの場の確保に努めています。

**第7項（5）（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）**

国は、障害福祉計画の策定における基本理念として、入所施設からの地域生活への移行を掲げています。このことを踏まえ、本市では、暮らしの場としてグループホームの整備促進を図っています。

今後も、障害のある方が地域で安心して暮らし続けていけるよう、グループホームの量的拡大と機能強化に取り組んでいきます。

番号	陳情第67号	所管局	健康福祉局			
件名	障害者施策等の充実について					
<b>第7項（6）(障害福祉部障害者支援課)</b>						
<p>平成27年4月に施行された消防法令の改正により、消防用設備の設置基準の見直しが行われ、障害支援区分が4以上の障害者が入居者全体の8割を超える場合は、延べ面積に関わらず、スプリンクラー設備の設置が義務づけられています。</p> <p>本市では、スプリンクラーの設備の設置が円滑に進むよう、国庫補助を活用して設置費用の補助を行っているところですが、引き続き、補助制度の充実と十分な財政措置を講じるよう国に要望していきます。</p>						
<b>第7項（7）(障害福祉部障害者支援課)</b>						
<p>本市では、グループホームなどの大規模修繕に対する補助については、国庫補助金を活用して行っており、限られた財源のなか、現在は、スプリンクラー整備など防災・減災のための整備を優先しています。</p> <p>ご要望のバリアフリー化工事等の改修内容については、優先度等を見極めて検討していきます。</p>						
<b>第8項（1）(障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課)</b>						
<p>地域生活支援拠点は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者・児の地域生活支援のための機能として、「相談」、「体験の機会・場」、「緊急時の受け入れ・対応」、「専門的人材の確保・養成」及び「地域の体制づくり」の5つの機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものです。</p> <p>本市では、5つの機能を集約し、グループホーム等に付加した多機能拠点整備ではなく、既存の事業を有効に活用することにより、5つの機能を複数の機関が分担して担う面的整備に取り組んでいるところです。</p> <p>なお、地域全体で支えるサービス提供体制を構築するためには、個々の機能だけではなく、必要に応じて各機能を有機的に結び付け、連携していくことが重要であると考えています。</p> <p>今後も、障害のある方が安心して地域生活を送ることができるよう、各機能の個別事例の積み重ねから、地域に共通する課題を捉え、5つの機能が効果的に連携できる支援のあり方を国の動向も踏まえながら研究していきます。</p>						
<b>第8項（2）(障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課)</b>						
<p>緊急時対応事業は、夜間などにおいて介護者の急病などにより介護を受けられなくなる障害者に対し、ショートステイの対応が必要かどうかの判断や、その受入れ先を調整するなどの業務を市内の複数の短期入所事業所に担ってもらっていますが、ご要望の障害者本人の緊急対応については、対象外となっています。</p> <p>ご要望に応えるには、協力事業所の体制確保も必要となることから、協力事業所の意見等も踏まえ、今後の方向性を研究していきます。</p>						

番 号	陳情第67号	所管局	健康福祉局			
件 名	障害者施策等の充実について					
第9項（1）（2）（3）（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課・健康部健康医療推進課・保健所保健医療課）						
<p>医師法第19条で、「診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない」と定められており、医療機関は障害のある方を含め全ての患者に対し、医療機関が提供可能な医療を実施されると考えています。</p> <p>ただし、受診された方の病状により、他の医療機関への紹介を行うことがあると認識しています。</p> <p>障害者児の受診への配慮につきましては、厚生労働省より、障害者差別解消法に基づく、医療関係事業者向けガイドラインが示されているところです。本市においても、市内の病院に対して同ガイドラインに基づく対応の徹底について依頼をさせていただいています。</p> <p>また、本市では、重度の障害のため意思疎通に支援が必要な方が入院した場合に、本人をよく知るホームヘルパーやガイドヘルパーをコミュニケーション支援員として病院に派遣し、医療従事者との円滑な意思疎通の仲介を図る「堺市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業」を実施しています。</p> <p>今後とも、医療機関において、障害のある方が安心して医療受診ができるよう取り組んでいきます。</p>						
第9項（4）（生活福祉部医療年金課）						
<p>本市の重度障害者医療費助成制度は、大阪府福祉医療費助成制度に基づき実施しています。</p> <p>重度障害者医療費助成制度の対象を中・軽度の方まで拡大することについては、大阪府からの補助金対象外であり、本市の限りある財源のなかで、市独自での制度化は困難な状況であります。</p> <p>のことから、以前より大阪府市長会を通じ大阪府に対し、身体障害者手帳3級、身体障害者手帳4級の一部の方、知的障害者中度の方、精神障害者保健福祉手帳2級の方及び難病患者については、障害年金2級又は特別児童扶養手当2級を受給されている場合は、医療費に係る障害者医療費助成制度の対象とするよう範囲の拡大を要望しています。</p>						

番 号	陳情第67号	所管局	健康福祉局			
件 名	障害者施策等の充実について					
<b>第10項（障害福祉部障害施策推進課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課）</b>						
<p>計画相談支援及び障害児相談支援については、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の不足と質の向上が全国的にも課題となっており、平成30年度障害福祉サービス報酬改定において、これらの課題を踏まえた見直しが行われました。引き続き、21大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議において、国に対して、改定後の実態に即した見直しを要望していきます。</p> <p>本市におきましては、必要な人が計画相談支援等を利用できるよう、相談支援従事者初任者研修にかかる市町村推薦枠の活用を行うなど、相談支援事業者及び相談支援専門員の拡大に取り組んでいます。</p> <p>また、新任の相談支援専門員が安心して活動できるよう、手引書を作成しており、さらには、連続勉強会を開催するなど、人材の育成にも努めています。</p> <p>特に、障害児相談支援については、子育て支援や教育等の施策や機関との連携、発達支援や保護者支援の視点とその知識が必要であることから、「あい・さかい・サポーター養成研修」の実施や、障害児等療育支援事業（あい・すてーしょん）において事業所支援などを実施しています。</p>						
<b>第11項（1）（長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害施策推進課）</b>						
<p>市長申立て以外での成年後見制度利用支援給付金の対象となった人数と事業コストについては、平成30年度は32件で4,432,760円、令和元年度は95件で18,987,739円となっています。なお、平成29年度は、市長申立てのみを対象としています。</p>						
<b>第11項（2）（障害福祉部障害施策推進課）</b>						
<p>成年後見制度利用支援事業の障害における件数の推移については、平成24年度15件、平成25年度16件、平成26年度14件、平成27年度17件、平成28年度13件、平成29年度10件、平成30年度15件、令和元年度33件です。</p> <p>障害福祉部障害施策推進課としても、成年後見制度利用支援制度の「令和元年度事務事業総点検シート」を公開しています。</p>						
<b>第11項（3）（長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害施策推進課）</b>						
<p>本市では、市町村成年後見制度利用促進計画を第4次堺市地域福祉計画に内包して令和2年3月に策定しており、そのなかで「法人後見の促進」として、後見活動を行うNPO法人等との連携の強化を図り、社会福祉法人などでの適切な取組を促進するよう、権利擁護サポートセンターによる法人後見活動の支援を検討することとしています。</p>						

番 号	陳情第 6 7 号	所管局	健康福祉局			
件 名	障害者施策等の充実について					
<b>第 12 項 (障害福祉部障害者支援課)</b>						
<p>重度障害者福祉タクシー利用助成制度については、重度障害者（児）の社会参加の増進を図るため、利用料金の一部を助成する制度です。</p> <p>本市の財源に限りがある中、現在のところ利用枚数を増やすことについては困難ですが、障害者の社会参加を促進するため必要な助成であることから、外出支援サービス事業について国に財政措置を講じるよう、今後も引き続き要望を行っていきます。</p>						
<b>第 13 項 (障害福祉部障害者支援課)</b>						
<p>支給量につきましては、障害者総合支援法では、障害福祉サービスの支給決定を行う際には、障害支援区分又は障害の種類、介護を行う者の状況、他の介護給付費等の受給の状況等を勘案して、支給決定を行う必要があることから、1か月を単位としてサービス量を定めなければならないと規定されており、市町村事業である地域生活支援事業についても、上記の考え方に基づき1か月を単位として支給決定を行っているところですのでご理解ください。</p>						

番号	陳情第67号	所管局	子ども青少年局			
件名	障害者施策等の充実について					
第14項（1）（子ども青少年育成部子ども家庭課）						
職員配置につきましては、指定管理者に対して適正な職員配置を義務づけて実施しているところであり、今後とも国基準を念頭に置き、適正な職員配置に努めます。						
第14項（2）（子ども青少年育成部子ども家庭課）						
令和元年度以降の指定管理料において、送迎バスの増車に伴うバス借上料と、添乗する保育士の入件費の増額分を見込んで積算し、指定管理者において、平成31年4月からジャンボタクシーを1台増車しました。						
また、送迎ルートにつきましても、長時間乗車する園児ができる限り少なくなるように、指定管理者において毎年見直しを行っています。						
今後も、通園バスの運行につきましては、安全な運行を確保し、利用される園児と保護者の皆さんにできる限り負担がかからないよう、引き続き検討していきたいと考えています。						
第14項（3）（子ども青少年育成部子ども家庭課）						
単独通園につきましては、令和元年度から4・5歳児の日数を週1日から週2日に増やしました。						
リハビリにつきましては、利用されているお子さんの表情の変化や動きを感じ取っていただくことやリハビリ方法などを学び、家庭での生活に活かしていただく観点から、親子通園時を基本としています。						
今後も、児童発達支援センターにおける療育の中で、より良いサービスを効率的に提供できるように、リハビリの実施時期や回数等について、引き続き、指定管理者と協議していきたいと考えています。						
第14項（4）（子ども青少年育成部子ども家庭課）						
現在、児童発達支援センターでは15名のセラピストを配置し、リハビリを実施しており、卒退園後につきましても、地域の小学校や障害児通所支援事業所と連携しながら、一定期間、リハビリをご利用いただいている。						
今後も、児童発達支援センターにおける療育の中で、より良いサービスを効率的に提供できるように、リハビリの実施時期や回数等について、引き続き、指定管理者と協議していきたいと考えています。						
第14項（5）（子ども青少年育成部子ども家庭課）（教育委員会事務局学校教育部支援教育課）						
就学相談は地域の小学校が窓口となり実施しています。児童発達支援センターに通所する子どもの就学相談には、教育委員会も関わり、地域の小学校とともに相談を進めています。						

番号	陳情第67号	所管局	建築都市局			
件名	障害者施策等の充実について					
<b>第15項（交通部公共交通課）</b>						
<p>美原区では、区域と北野田駅、初芝駅もしくは新金岡駅とを結ぶ美原区域路線バス4路線を運行しています。また、バス停から遠く、バスを利用しにくい地域では、地域と北野田駅等とを結ぶ乗合タクシーを運行しています。</p> <p>路線バスについては、人口減少に伴う通勤通学利用の減少や運転者不足に加えて、新型コロナウイルスの影響により経営環境が更に厳しくなっている中で、現状の路線を維持し、市民の移動手段を確保していくことが重要となっています。</p> <p>堺東や中百舌鳥、泉ヶ丘へは、バスや乗合タクシーで北野田駅等へ行き、鉄道に乗り継いでいただきますようお願いします。</p> <p>さらに、河内松原駅等へは近鉄バスが運行していますので、ご利用いただきますようお願いします。</p> <p>本市としましては、ノンステップバスの導入促進などバリアフリー化に取り組み、すべての人が安心して利用できる公共交通の維持確保に努めていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>						
<b>第16項（交通部公共交通課）（健康福祉局障害福祉部障害施策推進課）</b>						
<p>おでかけ応援制度は、家に閉じこもりがちな高齢者の社会参加と健康増進を促し、また公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的に、市内路線バスと阪堺電車に65歳以上の市民の方が1乗車100円でご利用できる制度です。</p> <p>今後とも制度の趣旨を踏まえ、利便性の良いおでかけ応援制度の維持拡充に努めています。</p> <p>なお、身体障害者及び知的障害者に対しては、JRや私鉄各社において、旅客運賃の割引制度を設けています。バスにつきましても、バス会社によって適用が異なる場合がありますが、普通乗車券が5割引、定期乗車券が3割引となるなどの割引制度がありますので、現行の割引制度の利用をお願いいたします。また、介護者についても、障害者本人の障害の程度によって、割引が受けられる場合がありますので、詳しくは各交通機関にお問い合わせください。</p> <p>今後も、障害のある方々のご意見などを参考にしながら、社会参加の促進を図る観点から障害者に対する取組について検討していきたいと考えています。</p>						
<b>第17項（交通部公共交通課）</b>						
<p>本市では地下鉄御堂筋線の中百舌鳥駅において可動式ホーム柵が設置され、11月から運用を開始しています。来年度には新金岡駅と北花田駅に設置される予定です。他の路線においても早期に可動式ホーム柵が設置されるよう引き続き各事業者に働きかけていきます。</p> <p>また、JR百舌鳥駅は世界文化遺産に訪れる国内外からの観光客など駅利用者も考慮し、駅の安全性の向上のため可動式ホーム柵の設置と駅員の常駐について引き続き同社に対応を求めていきます。</p>						

番 号	陳情第68号	所管局	北区役所			
件 名	新金岡市民センターについて					
第1項、第2項（北区役所新金岡市民センター）						
<p>新金岡市民センターは、昭和56年に建設され、来年で築40年となります。耐用年数は50年となっています。</p> <p>また、耐震基準については、平成23年に行なった耐震基準診断では現行の耐震基準は満たしています。</p> <p>更に、市の考え方として、アセットマネジメント計画に基づき、3年前から計画的に長寿命化に取り組み、空調の入れ替えをはじめ、昨年、各階の便器洋式化を行い、現在、令和2年度から3ヶ年で、照明のLED化を進めているところです。</p> <p>そうしたことから現状において、建替えは難しいと考えています。</p> <p>なお、中長期的には、建替えの時期を迎えることとなるため、その際には、今後の方向性について検討していきたいと考えます。</p>						



番 号	陳情第69号	所管局	危機管理室			
件 名	防災施策について					
(危機管理室防災課)						
<p>本市では、大阪府が今年8月に公表した高潮浸水想定区域図に基づき、広報さかい令和2年10月号にて広く周知を行うとともに、浸水想定区域内にある全ての住宅や事業所には、区域や避難の基本的な考え方を示した周知チラシの配布を行いました。</p> <p>想定される最大規模の高潮は、台風の勢力の大きさ（中心気圧910ヘクトパスカル）や経路（大阪に最も大きな高潮を発生させる経路）、潮位（大潮の時期に満潮が重なった場合）の全ての要件が揃った場合に発生することが前提となっており、発生確率は極めて低いとされる一方、発生すれば重大な被害を及ぼすことが危惧されています。</p> <p>基本的に、災害に対する考え方は、「事前に避難すること」であり、特に最大規模の高潮は台風に起因するため、地震や津波とは異なり気象情報にて予測が可能と考えています。</p> <p>このことから、想定される最大規模の高潮の発生が予測される場合は、数日前から市民の皆様に屋内での安全の確保も含めた適切な避難を呼びかける予定です。</p> <p>また、逃げ遅れる方が発生しないよう、十分な市民周知や、適切な避難対象区域の設定と呼びかけ方法などをどうするかが課題となっており、今後、有識者の意見などをふまえ専門的知見による分析を行い、避難情報の発令基準などについて見直しを行います。</p> <p>さらに、影響が想定される各区役所とは、連携を強化し、地域住民などとのリスクコミュニケーションなどの方法について検討を行っていく予定です。</p>						



番 号	陳情第70号	所管局	市民人権局			
件 名	まちの美化について					
(市民生活部市民協働課)						
本市では、犯罪のない安心して暮らせる都市環境の実現をめざし、市民、事業者、警察等と連携・協働しながら、防犯環境の整備や、防犯に関する各種啓発活動を推進しています。						
高架下等の落書きは、まちの美観を損なう悪質な行為であり、治安や生活環境の悪化に繋がる恐れもあります。						
本市といたしましても、警察や地域、事業者等と連携・協働しながら、落書きのない美しいまちの実現をめざします。						



番 号	陳情第71号	所管局	健康福祉局			
件 名	感染症対策等について					
第1項、第2項、第3項、第4項（健康部保健所感染症対策課）						
<p>新型コロナウイルス感染症における検査は、感染症法に基づく行政検査として医師の判断のもと実施しており、まずは症状のある方や濃厚接触者など、検査が必要とされる方に適切に受検していただくことが重要であると考えています。</p> <p>一方で、濃厚接触者はもとより、無症状であっても必要な場合は検査を実施しているところですが、検査体制のさらなる充実に向けて、検査スキームや検査対象について、国の動向を注視し、今後の取組について検討していきますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>また、医療機関で必要とされる感染対策用の衛生材料については、第一義的には各医療機関が自ら確保するものであると考えていますが、今後の流行の状況によっては、各自で必要量を確保できない事態も想定されるため、医療機関が市民に対して適切な医療を提供できるよう、本市でもフェイスシールド、ガウン及び手袋等の一定量を確保しています。</p> <p>さらに、歯科治療の安全性と重要性を含め、市民に対する正確な情報の発信については、感染拡大防止や人権尊重等の観点から重要なことと認識しています。今後も継続して市民の皆様に、市ホームページや広報などで正確な情報提供を行うことや、啓発に努めていきます。</p>						



番 号	陳情第72号	所管局	健康福祉局			
件 名	予防接種について					
(健康部保健所感染症対策課)						
<p>インフルエンザ予防接種には、発症をある程度抑える効果や重症化を予防する効果があり、特に65歳以上の高齢者や、60～64歳で基礎疾患のある方など、罹患すると重症化する可能性が高い方に対しては、国において有効性、安全性、費用対効果などが総合的に検討され、予防接種法に基づく定期接種として位置づけられています。</p> <p>本市においても全国の自治体と同様に、65歳以上の高齢者などに対し、インフルエンザ予防接種への費用助成を実施しています。</p> <p>しかしながら、子どものインフルエンザ予防接種については、現在のところ、国においてその有効性などが十分に確認されていないこともあり、法に基づく定期接種に位置づけられないことから、本市においても費用助成は実施していません。</p> <p>本市におきましては、今後ともインフルエンザ予防接種に関する国の動向に注視していきます。</p>						



番号	陳情第73号	所管局	子ども青少年局			
件名	児童発達支援センターの充実について					
第1項（子ども青少年育成部子ども家庭課）						
<p>職員配置につきましては、指定管理者に対して適正な職員配置を義務づけて実施しているところであり、今後とも国基準を念頭に置き、適正な職員配置に努めます。</p> <p>本施設の運営につきましては、現在、指定管理者を5年おきに指定しており、平成31年4月から令和6年3月まで堺市社会福祉事業団を指定しています。令和6年度以降の指定につきましても、当該施設の特性を十分に踏まえ、関係課等と調整します。</p>						
第2項（子ども青少年育成部子ども家庭課）						
<p>単独通園につきましては、令和元年度から4・5歳児の日数を週1日から週2日に増やしました。</p> <p>今後も単独通園の日数につきましては、職員配置も含め指定管理者と協議していきたいと考えています。</p>						
第3項（子ども青少年育成部子ども家庭課）						
<p>現在、児童発達支援センターでは15名のセラピストを配置し、リハビリを実施しており、卒退園後につきましても、地域の小学校や障害児通所支援事業所と連携しながら、一定期間、リハビリをご利用いただいています。</p> <p>今後も、児童発達支援センターにおける療育の中で、より良いサービスを効率的に提供できるように、リハビリの実施時期や回数等について、引き続き、指定管理者と協議していきたいと考えています。</p>						
第4項（子ども青少年育成部子ども家庭課）						
<p>令和元年度以降の指定管理料において、送迎バスの増車に伴うバス借上料と、添乗する保育士の入件費の増額分を見込んで積算し、指定管理者において、平成31年4月からジャンボタクシーを1台増車しました。</p> <p>また、送迎ルートにつきましても、長時間乗車する園児ができる限り少なくなるように、指定管理者において毎年見直しを行っています。</p> <p>今後も、通園バスの運行につきましては、安全な運行を確保し、利用される園児と保護者の皆さんにできる限り負担がかからないよう、引き続き検討していきたいと考えています。</p>						



番 号	陳情第74号	所管局	健康福祉局			
件 名	障害者施策等の充実について					
<b>第1項（健康部保健所感染症対策課）</b>						
<p>ご本人の感染が判明した場合においては、大阪府の入院フォローアップセンターと連携し、その他全般については、国通知の「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について」（令和2年7月3日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連盟事務連絡）に基づき、適正に対応していきます。</p>						
<b>第2項（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）</b>						
<p>国は、障害福祉計画の策定における基本理念として、入所施設からの地域生活への移行を掲げています。このことを踏まえ、本市では、暮らしの場としてグループホームの量的な拡大と機能強化を進めているところです。</p>						
<p>量的な拡大については、民間事業所が新たなグループホームを整備するに当たり、初度設備に対しての補助や国庫補助金を活用した整備について市独自で整備費の上乗せ加算を行い、支援策を講じています。</p>						
<p>また、地域における重度障害者の暮らしの場を確保するため、国庫補助金を活用した整備については、特に重度障害者を受け入れる事業者を優先して選定し、グループホームに非常用自家発電設備を設置する場合は上乗せ加算の増額を行っています。</p>						
<p>さらに、機能強化として、強度行動障害のある方や医療的ケアが必要な方など、重度障害者を受け入れるグループホームを運営する事業所に対して補助を行っています。</p>						
<p>なお、重度障害者の地域での生活を支えるショートステイにおいても、強度行動障害や重度心身障害がある方、医療的ケアを必要とする方を受入れた場合に加算を行うなどの機能強化を図っているところです。</p>						
<p>今後も、障害のある方が地域で安心して暮らし続けていくことのできる体制の確保に努めていきます。</p>						

番 号	陳情第74号	所管局	健康福祉局			
件 名	障害者施策等の充実について					
第3項（1）（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）						
<p>地域生活支援拠点は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者・児の地域生活支援のための機能として、「相談」、「体験の機会・場」、「緊急時の受け入れ・対応」、「専門的人材の確保・養成」及び「地域の体制づくり」の5つの機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものです。</p> <p>本市では、5つの機能を集約し、グループホーム等に付加した多機能拠点整備ではなく、既存の事業を有効に活用することにより、5つの機能を複数の機関が分担して担う面的整備に取り組んでいるところです。</p> <p>なお、地域全体で支えるサービス提供体制を構築するためには、個々の機能だけではなく、必要に応じて各機能を有機的に結び付け、連携していくことが重要であると考えています。</p> <p>今後も、障害のある方が安心して地域生活を送ることができるよう、各機能の個別事例の積み重ねから、地域に共通する課題を捉え、5つの機能が効果的に連携できる支援のあり方を国の動向も踏まえながら研究していきます。</p>						
第3項（2）（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）						
<p>緊急時対応事業は、夜間などにおいて介護者の急病などにより介護を受けられなくなる障害のある方に対し、ショートステイの対応が必要かどうかの判断や、その受入れ先を調整するなどの業務を市内の複数の短期入所事業所に担ってもらっていますが、ご要望の家族での対応が困難になった場合等については、対象外となっています。</p> <p>ご要望に応えるには、協力事業所の体制確保も必要となることから、協力事業所の意見等も踏まえ、今後の方向性を研究していきます。</p>						

番 号	陳情第74号	所管局	健康福祉局			
件 名	障害者施策等の充実について					
第4項（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）						
<p>国においては、これまで障害福祉分野における介護人材の不足や離職防止といった課題に対し、報酬単価の引き上げや処遇改善加算の拡充などを図っています。</p> <p>本市においても、障害福祉サービスの担い手である人材の確保は、障害福祉サービスを安定的に提供していくためにも重要であることから、福祉・介護の仕事に関心のある方と大阪府内の社会福祉施設等との面談の場を提供する合同求人説明会として、「福祉の就職総合フェア」を大阪府や大阪府社会福祉協議会等と共に開催する等、人材確保の支援に努めているところです。</p> <p>また、新任の相談支援専門員に対し「相談支援サポート事業」などの研修を実施するとともに、サービス提供責任者を対象とした「居宅介護事業者現任者研修」やグループホームの運営を担うサービス管理責任者等を対象に障害のある方を講師に意見交換等を行う「グループホーム事業者研修」を実施する等、人材の育成や定着を目的とした取組を行っています。</p> <p>なお、今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止とクラスター対策の初動準備として、障害者施設等（入所施設、グループホーム、短期入所）の管理者等に対し、基礎知識や防護服の着脱方法の実技等の研修を実施しました。</p> <p>さらに、市独自の事業として、医療的ケアが必要な重症心身障害者を多数受け入れる生活介護事業所での看護職員の配置並びに重度障害者を受け入れるグループホームを運営する事業所での生活支援員及び看護職員の配置に対し補助を行うとともに、政令市20市と東京都で構成する21大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議を通じ、質の高い介護人材を安定的に確保し、利用者に対して必要かつ十分な介護が行えるよう、適切な人員配置基準の見直しや、それに見合う報酬単価の設定を国に要望しているところです。</p>						



番 号	陳情第75号	所管局	子ども青少年局			
件 名	保育施策について					
<p>第1項、第2項（子育て支援部幼保推進課）</p> <p>令和3年度から予定していた市独自の第2子の0歳児から2歳児の保育料無償化については、新型コロナウイルス感染症の影響等による市の財政状況を踏まえて、やむなく実施を延期したものであり、撤回は困難な状況です。</p> <p>子育て世帯への支援は、重要な課題であることから、極めて厳しい財政状況の中ではありますが、何らかの代替施策等について、実施の可否も含めて慎重に検討していきたいと考えています。</p>						



番 号	陳情第76号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第1項（1）（健康部健康医療推進課）</b>						
<p>昨年度、本市においては、厚生労働省からの公立・公的病院の再編統合など具体的対応方針の再検証の要請について、再検証要請病院と選定された病院はありませんでした。今年度、厚生労働省において再検証要請病院を選定するかどうかは未定です。</p> <p>また、本市の公立病院である堺市立総合医療センターは、災害拠点病院や感染症指定医療機関として位置付けられており、市民の命を守る基幹病院として、他の医療機関と協力しながら医療提供体制の充実を図っています。</p>						
<b>第1項（2）（長寿社会部介護事業者課・障害福祉部障害者支援課・健康部保健所保健医療課）</b>						
<p>（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課）</p> <p>医療機関における医療用物資については、第一義的には各医療機関が自ら確保するものであると考えていますが、感染状況によっては、各自で必要量を確保できない事態も想定されるため、市内医療機関が市民に対して適切な医療を提供できるよう、本市において医療用物資を一定量確保しています。</p> <p>また、介護事業所や障害福祉サービス事業所への衛生用品等の支援としては、感染拡大の防止やサービス提供の継続のため、マスク、手指消毒用エタノールを配布するとともに、クラスターなどの緊急時に備え、市備蓄分としてフェイスシールドや防護服等を確保しています。</p> <p>さらに、利用者の自粛等により給付費収入が減少した介護・障害者・障害児の通所サービス事業所や訪問系サービス等を実施する事業所を対象に、事業継続のための支援金を支給しています。</p> <p>そのほか、介護施設や障害者支援施設等で感染者や濃厚接触者が発生した場合に備え、介護施設に対しては簡易陰圧装置、換気設備の設置及び多床室の個室化に係る経費、障害者支援施設等に対しては簡易陰圧装置の設置に係る経費について補助を行います。</p> <p>また、障害福祉分野の就労系サービス事業所がテレワーク等を導入するためにかかる経費や生産活動の再起に向けて必要となる費用等に対しても補助を行います。</p> <p>なお、大阪府においても新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業として、医療機関、介護事業所及び障害福祉サービス事業所等が、感染症対策を徹底した上で、医療や福祉サービスを提供するために必要となるかかり増し経費に対する補助を行っています。</p>						

番 号	陳情第76号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第1項（3）（健康部保健所保健医療課・感染症対策課）</b>						
<p>本市では、発熱時に市民が安心して受診できるよう、堺市医師会や地域医療機関の協力のもと、発熱外来を市内61箇所に設置し、また、検査体制については、民間検査機関の活用等により1日の検査可能数を増やすなど、検査体制の充実を図っています。</p> <p>保健所の体制については、応援職員や業務委託、人材派遣等を活用し、保健所の業務負担軽減を図りながら、新型コロナウイルス感染症関連業務に対応しています。</p> <p>また、医療用物資については、第一義的には各医療機関が自ら確保するものであると考えていますが、今後の流行の状況によっては、各自で必要量を確保できない事態も想定されるため、医療機関が市民に対して適切な医療を提供できるよう、本市でも一定量を確保しています。</p>						
<b>第1項（4）（健康部健康医療推進課・保健所感染症対策課）</b>						
<p>コロナ禍の下、医療機関への受診促進には、安心安全に受診いただける環境づくりとその周知が必要であると考えています。これまで広報紙やホームページ、個別通知等を通じて周知を行っていますが、今後も機会をとらえて周知・啓発を行っていきます。</p> <p>なお、各種検（健）診を委託している医療機関にも、十分な感染予防対策をお願いするなど、安全に受診できる体制を整えています。</p>						
<b>第1項（5）（生活福祉部国民健康保険課）</b>						
<p>マイナンバーカードを保険証として利用するためには、自発的に利用の初回登録をしていただく必要があります。また、マイナンバーカードを保険証として利用できる環境が整った後も、通常の保険証は、引き続き交付・更新します。このため、ご利用になりたい方が、ご利用になりたいタイミングでお使いいただける仕組みとなっています。</p>						

番 号	陳情第76号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第1項（6）（生活福祉部国民健康保険課）</b>						
<p>平成30年度からの国保制度改革により、安定的な財政運営や効率的な事業運営のため、財政運営が都道府県単位化されましたが、国民健康保険制度の構造的な問題を解決するような抜本的な改革が行われるまでの間、国民健康保険財政は、引き続き厳しい運営を迫られるであろうことが予想されます。そこで、国庫等の公費負担のさらなる引上げ等により、財政基盤のより一層の強化を図るよう、国に要望しているところです。</p>						
<p>また、本年1月の堺市国民健康保険運営協議会の答申においては、「被保険者への影響を考慮し、市町村標準保険料率のより一層の抑制に向けた方策及び財政措置等を実施することを、大阪府に対して求めること」との意見が付されました。本市としては、この趣旨を踏まえ、大阪府に対して、激変緩和措置のみならず、さらなる財政措置を講じるとともに、保険料率の急激な増加については、府内統一保険料率を踏まえ、府において平準化するような仕組みを検討することなどの意見具申を行う等、国民健康保険制度の持続可能な運用に取り組んでいきます。また、保険料率については、令和5年度までは各市町村において独自の激変緩和措置を実施できることとされていますので、基金からの繰入れなどにより、急激な負担増が生じることのないよう、対応していきます。</p>						
<p>均等割については、国民健康保険法施行令において被保険者均等割額は被保険者均等割総額を被保険者の数に按分して算定すると定められていることから、子どもを含む世帯に属する被保険者全員に対して賦課しています。なお、子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入とともに伴う財政支援について、国に要望していきます。</p>						
<b>第1項（7）（生活福祉部国民健康保険課）</b>						
<p>一部負担金の減免制度については、「大阪府国民健康保険運営方針」において府内統一基準が定められたことを受けて、本市でも平成30年度から府内統一基準を導入しました。</p>						
<p>本市では、平成29年度までは、減免対象となる世帯の基準として、入院療養を受ける場合を除き、納期限が到来した保険料に未納がない世帯であることとの要件を設けていましたが、府内統一基準の導入によって当該要件を削除し、制度を利用できる対象を拡大しました。</p>						
<p>一部負担金減免制度については、広報さかい、市ホームページ、「国保のしおり」等に掲載するとともに、区役所窓口においても、制度の案内を行い、周知に努めています。今後も窓口対応においては、市民目線に立って、親切で丁寧な説明を行うよう努めています。</p>						

番 号	陳情第 76 号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第 1 項 (8) (生活福祉部国民健康保険課)</b>						
<p>国民健康保険法に基づき、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主が、災害その他の政令で定める特別の事情があると認められるときは、市町村の判断により、被保険者証を交付できることとなっています。</p> <p>平成 21 年 1 月 20 日付け国通知においては、医療を受ける必要が生じ、かつ、医療費の一時払いが困難である旨の申し出を行った場合は、特別の事情に準ずる状況にあると考えることから、緊急的な対応として、市町村の判断により、短期被保険者証を交付することができるとして示されています。</p> <p>本市においても、法令や通知に基づき、個別の事情を十分に聴き取りをしたうえで、短期被保険者証の交付を判断しています。</p>						
<b>第 1 項 (9) (生活福祉部国民健康保険課)</b>						
<p>本市では、いわゆる証の留め置き運用は行っておらず、すべての被保険者に証をお送りしています。資格証明書の発行については、法令の規定に基づいて行っていますが、発行に当たっては、機械的な一律の取扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。</p>						
<b>第 1 項 (10) (生活福祉部生活援護管理課)</b>						
<p>無料低額診療事業は、社会福祉法に規定される事業であり、国が責任をもって対応すべきものであると考えます。</p> <p>本市といたしましては、保険調剤薬局も無料低額診療事業の対象にするよう、大都市民生主管局長会議での提案事項としており、国に対して要望をあげているところです。</p>						

番 号	陳情第76号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第2項（1）（長寿社会部介護保険課）						
<p>介護保険制度は、その財源として、国・府・市の公費負担割合、被保険者の保険料負担割合が法令で定められており、介護サービスを受ける方が多くなると、介護費用も多くなり、公費負担と保険料負担も増えることになります。</p> <p>また、介護保険は、社会連帯による相互扶助を制度の根幹とすることや、給付と負担の関係を明確にした保険制度であることから、被保険者の負担能力に応じて保険料負担を求めることとされています。</p> <p>第7期介護保険事業計画期間（平成30年度～令和2年度）における第1号被保険者の保険料につきましては、負担割合が22%から23%に引き上げられることや、介護サービス利用者の増加に伴う介護給付費の増大などが見込まれることから増額改定となりました。本市としましては、これまで以上に被保険者の負担能力に応じた、きめ細かな保険料段階区分と料率の設定を行い、政令市では最も多い16段階としました。</p> <p>また、保険料上昇に伴う低所得者の負担を軽減するため、非課税世帯で特に困窮されている方を対象とした本市独自の減免制度について、平成30年度から、収入要件を1人世帯で年額120万円以下から150万円以下へ引き上げる等の見直しを行いました。</p> <p>介護保険の利用料につきましては、その負担があまり高額とならないように、高額介護サービス費として自己負担の上限を設けています。その自己負担上限額については、市民税の非課税世帯などの所得の低い方への配慮として、その上限額が低く設定されているところです。また、特に生計の維持が困難な低所得者に対しましては、社会福祉法人が利用者負担の軽減措置を実施しており、この軽減措置に対しては、本市も応分の負担を行っています。</p>						
第2項（2）（長寿社会部介護保険課）						
<p>介護保険料は、高齢化の進展による給付費の増加に伴い大幅な改定を余儀なくされており、団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる2025年に向けて、さらに大幅な上昇が見込まれています。</p> <p>本市におきましては、介護保険制度の安定的な運営を図るため、公費投入による低所得者の保険料軽減策に加え、介護給付費の財源に占める国の負担割合を引き上げることにより、第1号被保険者の保険料の高騰を抑制する財政支援措置を講じるよう国に対して引き続き要望していきます。</p>						
第2項（3）（長寿社会部地域包括ケア推進課）						
<p>総合事業は、旧来からの介護予防訪問介護及び旧来からの介護予防通所介護と同等のサービスに加えて、市独自の基準によるサービスを実施し、選択肢を増やしています。今後も、国の動向やサービス利用状況等に鑑みながらサービスの質を確保していきたいと考えています。</p>						

番 号	陳情第76号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第2項（4）（長寿社会部長寿支援課・地域包括ケア推進課・障害福祉部障害者支援課）						
<p>現状、高齢者の加齢性難聴の方への助成制度はありませんが、今後の社会状況や他市の動向について、必要に応じて調査・研究を行っていきます。</p> <p>難聴の自覚や変化の気づきから受診を促し、医療や適切なケアにつなぐことで、難聴に起因する認知症などの二次的な機能低下も防ぐことができると考えています。このことから、地域包括支援センター等による健康講座などにおいて、加齢性難聴の早期発見のためのチェックポイントを周知することにより、本人の自覚や周囲の気づきを促し、受診につながるよう啓発を取り組んでいます。</p> <p>また、今年度に、話し手の声を加齢性難聴の方でも聞き取りやすい音質に変換するスピーカーを活用した、「聴こえ」に関する実証プロジェクトを実施し、その検証結果をもとに、加齢性難聴に対する社会の理解の促進や、市内介護サービス施設等での生活支援機器の導入促進につなげていきたいと考えています。</p> <p>なお、聴覚障害を原因とした身体障害者手帳をお持ちの方につきましては、補聴器の購入に要する費用を助成する制度があります。</p>						
第2項（5）（長寿社会部介護保険課）						
<p>介護保険審査会につきましては、介護保険法第184条、地方自治法第202条の3の規定に基づき大阪府が設置し、運営されています。</p>						
第3項（生活福祉部医療年金課）						
<p>本市の子ども医療費助成制度における一部自己負担については、平成16年11月から、大阪府の福祉医療費助成制度として府内統一で導入されているもので、1医療機関当たり月2日を限度に各日500円までの負担をいただいています。</p> <p>また、平成18年7月からは、1か月当たりの負担限度額を2,500円とする負担の軽減を行い、これにより、複数の医療機関等に受診し、一部自己負担額の合計が対象者一人につき1か月当たり2,500円を超える場合においても、申請により2,500円を超えた分については還付させていただいています。</p> <p>このように、本市子ども医療費助成制度における一部自己負担については、府内統一ルールのもと、実施しているため、一部自己負担額の撤廃については、市単独では困難であると考えています。</p>						

番 号	陳情第 76 号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第4項（1）（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）</b>						
<p>本市では、障害のある方の暮らしの場として、住み慣れた地域で生活し続けていただけるよう、グループホームの量的な拡大と機能強化を進めているところです。</p> <p>量的な拡大については、民間事業所が新たなグループホームを整備するに当たり、初度設備に対しての補助や国庫補助金を活用した整備について市独自で整備費の上乗せ加算を行い、支援策を講じています。</p> <p>また、地域における重度障害者の暮らしの場を確保するため、国庫補助金を活用した整備については、特に重度障害者を受け入れる事業者を優先して選定し、グループホームに非常用自家発電設備を設置する場合は、上乗せ加算の増額を行っています。</p> <p>さらに、機能強化として、強度行動障害のある方や医療的ケアが必要な方など、重度障害者を受け入れるグループホームを運営する事業所に対して補助を行っています。</p> <p>なお、重度障害者の地域での生活を支えるショートステイにおいても、強度行動障害や重度心身障害がある方、医療的ケアを必要とする方を受入れた場合に加算を行うなどの機能強化を図っているところです。</p> <p>今後も、障害のある方が地域で安心して暮らし続けていくことのできる体制の確保に努めていきます。</p>						
<b>第4項（2）（生活福祉部医療年金課・健康部精神保健課）</b>						
<p>精神疾患については、経済的理由で入院を躊躇すること無く、できるだけ早期に適切な医療を受けることができれば、症状の悪化を軽減し、長期入院の予防が期待できます。このことを踏まえ、精神障害者福祉に関する大都市の会議において、課題として取りまとめ、各都市が一体となって、通院医療に適用される自立支援医療費の制度に一定期間の入院に係る医療費についても対象とするよう、国へ要望をしているところです。</p> <p>また、本市が実施している重度障害者医療費助成制度を含む福祉医療費助成制度については、本市の福祉医療費助成制度の基となる大阪府の福祉医療費助成制度において、平成30年4月に制度の再構築が行われ、精神病床への入院は助成対象外となつたため、本市においても助成対象外としましたが、令和2年1月に大阪府・市町村共同設置の「福祉医療費助成制度に関する研究会」において検討された結果、精神病床への入院助成を行うことが望ましいとされ、大阪府においては、令和3年4月から助成対象とすることとなりました。</p> <p>このことを受けまして、本市におきましても、福祉医療費助成制度の対象者に対して、令和3年4月から精神病床への入院を助成対象とすることとなりました。</p>						

番 号	陳情第76号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第5項（1）（健康部健康医療推進課）</b>						
<p>胃・肺・大腸・子宮・乳がんの5つのがん検診の無償化は、平成30年度から2年間を受診促進強化期間とし実施していましたが、令和2年度から2年間の延長を決定し、実施しているところです。</p> <p>また、令和2年度からは、5つのがん検診に加えて胃がんリスク検査及び前立腺がん検査の無償化を実施し、併せて対象年齢を引き下げるなど受診機会の拡充を行いました。</p> <p>この機会に、これまで検診を受診していなかった方など、多くの市民に受診をしていただき、以後の定期的な検診の受診につなげていきたいと考えています。</p> <p>無償化の期限につきましては、無償化による効果を検証したうえで検討していきます。</p>						
<b>第5項（2）（健康部健康医療推進課）</b>						
<p>特定健康診査は、堺市国民健康保険の保険者が「高齢者の医療の確保に関する法律」及び同法施行規則に基づき40歳から74歳までの被保険者とその被扶養者を対象に実施しているものです。</p> <p>特定健康診査の検査項目は、メタボリックシンドロームに着目して特定しており、生活習慣病の予防に有効とされる国が定めた項目を中心に実施しています。</p> <p>また、受診券の発行については、医療機関において受診資格の確認が必要なため対象者に送付を行っており、特定健康診査の受診方法や受診できる医療機関情報を掲載したパンフレットなどを同封しています。対象者へわかりやすい案内をすることで特定健康診査の受診につながるよう、受診券の発行を行っておりますのでご理解をお願いいたします。</p>						
<b>第5項（3）（健康部健康医療推進課）</b>						
<p>各種検診につきましては、医師会や歯科医師会の協力を得て実施しており、市内の多くの協力医療機関で受診できます。加えて、胃、肺及び大腸がんの検診につきましては、検診車が地域の会館や小学校に出向いて検診を実施しています。</p> <p>今後も、受診者数の状況をみながら、検診を受けやすい環境づくりに取り組んでいきます。</p>						
<b>第6項（1）（生活福祉部生活援護管理課）</b>						
<p>生活保護の相談を受けた窓口が、懇切丁寧に生活保護制度や他法他施策の説明を行い、その上で申請意思が明らかな方については、保護申請書を交付させていただくことで、申請権を侵害することのないよう法に基づいた適正な運用に努めています。</p>						

番 号	陳情第76号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第6項（2）（生活福祉部生活援護管理課）						
<p>人員配置については、適正な生活保護の実施を行うため、社会福祉法に基づく「標準数」のケースワーカーを確保することが非常に重要であるという認識に立ち、正規職員によるケースワーカーの増員に努めてまいります。また、ケースワーカー業務の重要性を十分認識し、専門性確保の観点から福祉職採用を継続的に実施するとともに、ケースワーカーの質の向上を図るため、各種研修を充実させるなど法令遵守の丁寧な窓口対応に努めています。</p>						

番 号	陳情第76号	所管局	子ども青少年局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第7項（子ども青少年育成部子ども企画課）（健康福祉局生活福祉部生活援護管理課）（教育委員会事務局学校管理部保健給食課）						
<p>本市では、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖することのない社会の構築に向け、関係部局が連携してさまざまな取組を実施しています。</p> <p>生活援護管理課では、生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学生、高校在学年齢等の子どもを対象に、学習できる場及び居場所となる場を提供することで、高校の中退防止や子どもの将来の自立に向けた支援を行っています。</p> <p>子ども企画課では、地域の身近な場所で子どもたちが安心して利用できる居場所としての子ども食堂の活動の輪を広げ、支えるため、「さかい子ども食堂ネットワーク」を構築し、新規開設時の経費補助や、食材提供のマッチングなどの様々なサポートを実施しています。</p> <p>教育委員会では、学校検診での受診勧奨後の受診状況について、各学校園に対し適切な受診勧奨に努めるよう通知し、保護者の方々には、検診結果とあわせて本市の医療費助成制度の周知を継続して行っています。</p> <p>今後も引き続き、関係部局が密接に連携し、「堺市子ども・子育て総合プラン」に基づく子どもの貧困対策に資する取組をはじめ、妊娠期から青少年期に至るまで切れ目のない子育て支援の充実に努めます。</p>						
第8項（子育て支援部幼保推進課・待機児童対策室）						
<p>保育士の処遇改善については、国の公定価格で、職員の平均経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算や、技能・経験に応じた追加的な加算があり、本市も応分の負担を行うとともに、国の公定価格を上回る職員配置が可能となるよう、市独自の運営補助を行っています。</p> <p>さらに、保育補助者の雇上げに対する補助や、休暇取得率向上など就業環境改善の取組を通じ、職員のモチベーション向上や業務負担の軽減に取り組む施設への補助を行うなど、保育士の処遇改善や負担軽減、働きやすい職場環境を整える取組を進めています。なお、国に対しては、抜本的な処遇改善を国の責務において実施するよう要望しています。</p> <p>待機児童解消とその継続に向けては、引き続き各区における保育ニーズの変動の把握に努め、既存施設の増改築、幼稚園の認定こども園への移行促進や認定こども園・小規模保育事業所の創設など、地域の保育ニーズの実情に応じた効果的な手法により、受け入れ枠の拡大を進めていきたいと考えています。</p> <p>また、認定こども園・小規模保育事業所の創設においては、市の所有する土地や小学校、公営住宅の空き室など、公有財産も積極的に活用しながら、待機児童の解消に取り組んでいきたいと考えています。</p>						

番 号	陳情第76号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第9項（子ども青少年育成部子ども家庭課） 児童手当法第21条に基づき、滞納となっている学校給食費及びこども園や保育所等の主食費・副食費について、申出徴収制度を導入する方向で検討しています。 ただし、本制度は、児童手当受給者が児童手当からの徴収を希望し申出書を提出した場合に限って実施するもので、滞納者全員から強制的に徴収することはありません。			

番 号	陳情第76号	所管局	環境局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第10項（環境事業部クリーンセンター環境事業所）</b>						
<p>令和2年度から、これまでの粗大ごみの排出支援に加え、生活ごみ・資源ごみ等の排出サポートを開始し、事業名称も新たに『ふれあいサポート収集』としております。自らごみを出すことが困難な単身者で、次の①②のいずれかに該当し、かつ③④のいずれかに該当する方（同居者が高齢者・年少者等で排出が困難な場合を含む）を対象に、生活ごみ・資源ごみ等を週1回、玄関前で収集するものです。なお、2回連続してごみの排出がない場合、利用者やホームヘルパー等へ連絡し、状況確認を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 65歳以上の高齢者でホームヘルパーの介護を受けている方</li> <li>② 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている方</li> <li>③ 戸建住宅の場合は、通常の排出場所が玄関前でないこと</li> <li>④ 集合住宅の場合は、オートロック等がなく、自宅階に行けるエレベータがなく、いつでもごみを出せる集積場がないこと</li> </ul> <p>対象者の条件については、生活ごみや資源ごみのふれあいサポート収集の実施状況を踏まえ、課題や市民ニーズ等をまずは把握し、市民の皆様が利用しやすい制度になるよう、検討を行います。</p>						

番 号	陳情第76号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第11項（総務部学務課）</b>						
<p>就学援助につきましては、厳しい財政状況が予想される中で施策の継続を図るため、現在の認定基準で実施していますので、ご理解のほどお願いいたします。</p>						
<b>第12項（学校管理部保健給食課・学校給食改革室）</b>						
<p>教育委員会では、令和2年3月に「全員喫食制の中学校給食の実施に向けた基本的な考え方」において、選択制給食から全員喫食制給食へ移行することとし、全員喫食制の中学校給食の実施に向け必要な調査等を行いながら、安全安心な学校給食を提供することを第一に、できるだけ早期に全校で実施できるように取り組んでいます。</p>						
<p>なお、学校給食に要する経費の内、食材料費については学校給食法に基づき保護者の方々のご負担をお願いしていますので、ご理解ください。</p>						
<b>第13項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>放課後児童対策事業の運営は市の事業として「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき実施しており、公募型プロポーザル方式により運営事業者を選定しています。</p>						
<p>運営事業者の選定にあたっては、価格のみではなく、運営事業者の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム、安全体制など総合的な運営内容を審査して決定しています。</p>						
<p>指導員の待遇改善は課題であると認識しており、今後も予算の確保に努めます。</p>						
<p>活動場所の確保に向けては、専用教室のほか、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等を確保し、利用希望するすべての児童が利用できるよう努めていきます。</p>						



番 号	陳情第77号	所管局	建築都市局			
件 名	公共交通について					
<b>第1項（交通部公共交通課）</b>						
<p>ご要望について、南海バス株式会社によりますと、「運営環境は、コロナ禍において更に厳しい状況になっております。厳しい運営環境を鑑み、採算性が不透明な状況において、今のところ、新規路線を開設する予定はございません。また、現在運行している「泉ヶ丘駅～津久野駅前間」を運行するバス路線のルートを「途中で鳳駅前を経由」または「起終点を津久野駅前から鳳駅前に変更する」等も考えられますが、いずれの場合も現在ご利用いただいているお客さまへの影響が大きく、かつこれに見合うだけの事業性・採算性が不透明であるため、参考意見として賜るに留めさせていただきます。」とのことです。</p> <p>市としましては、泉ヶ丘駅周辺の活性化の進捗や鳳駅前バスターミナルの供用開始に伴うバス需要の動向に注視しながら、引き続きご要望の内容について事業者に働きかけていきます。</p>						
<b>第2項（交通部公共交通課）（健康福祉局障害福祉部障害施策推進課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課）</b>						
<p>おでかけ応援制度は、家に閉じこもりがちな高齢者の社会参加と健康増進を促し、また公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的に、市内路線バスと阪堺電車に65歳以上の市民の方が1乗車100円でご利用できる制度です。</p> <p>今後とも制度の趣旨を踏まえ、利便性の良いおでかけ応援制度の維持拡充に努めていきます。</p> <p>なお、身体障害者及び知的障害者に対しては、JRや私鉄各社において、旅客運賃の割引制度を設けています。バスにつきましても、バス会社により適用が異なる場合がありますが、普通乗車券が5割引、定期乗車券が3割引となるなどの割引制度がありますので、現行の割引制度の利用をお願いいたします。また、介護者についても、障害者本人の障害の程度によって、割引が受けられる場合がありますので、詳しくは各交通機関にお問い合わせください。</p> <p>今後も、障害のある方々のご意見などを参考にしながら、社会参加の促進を図る観点から障害者に対する取組について検討していきたいと考えています。</p> <p>また、妊婦の方については、ご自身のからだの変化や状態に合わせて外出の可否や交通手段を選択されることから「おでかけ応援バス」制度の対象とすることは考えていません。</p>						

番 号	陳情第 77 号	所管局	建築都市局			
件 名	公共交通について					
第3項（交通部公共交通課）						
<p>バスの乗り継ぎ制度について、南海バス株式会社に確認したところ、「当社路線バスにおける直通乗継制度は、元来1つの系統であったものを事業計画変更時に分割した際に、利用されているお客様の負担が増えないように導入したもので。現在、当該制度が残っている以外の路線にそのような経緯は無く、また仮に導入したとしても、減収分を補う原資が無いことで営業収支の悪化が見込まれるため検討はいたしかねます。」とのことでした。</p> <p>おでかけ応援バスは、バス利用にかかる通常運賃について「おでかけ応援カード」を提示することにより1乗車100円でご利用できる制度であり、バスの乗り継ぎに関してバス事業者の乗り継ぎ制度を前提としていますので、ご理解いただきますようお願いします。</p>						

番 号	陳情第78号	所管局	建設局			
件 名	公園の管理・整備について					
(公園緑地部公園監理課)						
<p>本市では、これまでの行政主導による維持管理中心の公園管理運営から転換し、多様な主体との連携・協働により利用者の視点・経営的視点に立って都市公園の管理運営を戦略的に推進することにより、より質の高い公園サービスを提供し、都市公園の活性化を図るパークマネジメントを推進しております。</p> <p>ザビエル公園につきましては、民間活力を導入することにより賑わいや利便性を更に向上させ、併せて公園管理の財政負担を縮減できるよう検討しています。</p> <p>検討に際しては、ザビエル公園の利用状況や要望などのご意見を聴取するためアンケート調査を実施しており、今後も地域の方と意見交換を行いながら、ザビエル公園の発展に繋げていければと考えております。</p>						



番 号	陳情第79号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	公立幼稚園について					
(学校管理部教育環境整備推進室)						
平成19年に策定した「堺市幼児教育基本方針」を見直し、令和2年6月に「堺市幼児教育基本方針（改定版）」を策定しました。						
今回、改定した基本方針において、前回の基本方針で「条件の整ったところから順次廃止する」と定めた公立幼稚園を、本市全体の幼児教育の質の向上に向けた先導的な役割や、配慮を必要とする幼児の受け入れなどセーフティネットとしての役割を担うため、一部の公立幼稚園を存置し、研究実践園とすることとしました。						
これまでの園児数や、将来の1号認定区分（満3歳以上で小学校就学前の保育を必要とする子ども）の量の見込みから、その園児数の受け入れに対応し、かつ持続的に、適正な集団規模を確保していくために、研究実践園として選定する園数は4園とすることが適切であると判断しました。また、研究実践園では3年保育と預かり保育を実施します。						
研究実践園4園の選定については、現存する園の中から市域において4園を偏りなく配置することや、子どもたちにとって望ましい集団規模で研究実践園としての役割を果たすため、過去5年間の平均園児数が多い園を選定しました。						
現在、令和3年度からの3年保育と預かり保育の実施に向けて、必要な空調設備の設置等を進めています。						



番 号	陳情第80号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>放課後児童対策事業の運営は「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下、「条例」とする）に基づき市の事業として実施しており、最低限必要な配置人数やその役割、安全管理の手引き等を仕様書で定めています。</p> <p>また、公募型プロポーザル方式による運営事業者の選定においては、価格のみでなく、これまでの実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム等、総合的な運営内容を審査してよりすぐれた運営事業者の決定を行っています。</p> <p>委託契約においては、単年度での契約が原則となっていますが、本事業の委託契約は、運営事業者の指導員の確保や子どもたちへの影響を考慮し、現在3年間としています。</p> <p>なお、本市では、運営状況を把握するため、平成29年度より利用者アンケートを実施しています。令和元年8月実施の利用者アンケートにおいては、利用保護者によるルームの利用に関する評価が「満足」及び「おおむね満足」の回答があわせて9割を超える結果となっており、円滑に事業運営できているものと判断しています。</p> <p>今後も利用保護者の意見を聴取し事業の改善に努めています。</p>						
第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>指導員の配置については、国では参考基準として各地方自治体で1人とすることも可としていますが、条例に基づき、支援の単位ごとに2人としており、利用児童数に応じて配置しています。</p>						
第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>指導員の方々には、感染リスクがある中、教職員と同様に感染症対策を徹底しながら業務に従事していただいていると理解するとともに感謝しています。</p> <p>そのような中、指導員の処遇改善については、課題であると認識しており、個々のスキルアップやモチベーションの向上につながるよう引き続き予算の確保に努めています。</p> <p>また、緊急事態宣言下においてのびのびルーム等で従事し、その後も感染リスクのある中、引き続き業務に従事している方を対象に、感謝の意を表し、1人当たり2万円のQUOカードを支給するための補正予算案を本会議に上程しています。</p> <p>消毒用のアルコール、その他児童の手洗い用の液体石鹼等、衛生管理に必要な物資は随時購入し配布していますが、今後も、通常時より使用量の増える物資や特に購入が難しい物資等の確保に努めます。</p> <p>なお、指導員の方の自転車置き場については、学校の協力のもと指定の位置に駐輪していただいています。</p>						

番 号	陳情第80号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
<b>第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>指導員の配置については、定員40人に対し2人を配置しています。また、定員を設定するための利用率については、可能な限り待機児童を無くすため、国の基準に従い、登録時に調査した週の利用希望日数をもとに算出する方法となっています。</p> <p>活動場所の暑さ対策については、引き続き環境整備等に努めています。また、本市作成の安全管理の手引きにおいて、運営事業者には、暑さ指数等も参考にしながら、外遊びの中止など柔軟に対応を検討することなどを求めています。</p> <p>なお、市の備品である冷蔵庫については、故障等があれば買い替え等の対応をしていますが、例示されたその他の備品については業務仕様書において運営事業者が用意することとなっており、引き続き必要な備品が揃えることができるよう、委託に必要な予算の確保に努めています。</p> <p>施設、設備の更新については、計画的かつ継続的な環境整備に努めています。なお、専用教室及び共用教室の床の改修については平成30年度に13校、令和元年度に10校、令和2年度は現時点において2校の改修を実施しました。</p>						
<b>第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>緊急時のAEDの使用については、学校と事前に使用方法を確認したうえで学校内に設置しているAEDを使用することとなっています。</p>						
<b>第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>放課後児童対策事業の運営経費については、受益者負担の観点から一部負担金を設定しています。</p> <p>なお、負担金については、きょうだい減免は実施していませんが、保護者の所得状況に応じて減額・免除をする制度を設けています。</p> <p>また、急激な収入減少等で負担金の納付が困難な家庭については、個々の事情を判断し、対応していきます。</p>						

番 号	陳情第81号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
<b>第1項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>現在、国の2次補正に基づき実施する大阪府の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金を財源とし、本市においても新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした補助事業を行うため、予算を要求しています。</p>						
<b>第1項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>マスクについては、緊急事態宣言以降の入手困難時期において、市備蓄分及び民間企業からの寄付分を放課後児童対策事業に従事する指導員用として、これまでに110,000枚以上を配布しました。また、消毒用のアルコールを900L分、児童の手洗い用の液体石鹼（10倍に希釀して使用）50L分を運営事業者や各ルームへ配布しました。その他、消毒に使用するビニール手袋、不織布ふきん等衛生管理に必要な物資等も随時購入しており、配布を予定しています。</p>						
<p>今後も、通常時より使用量の増える物資や特に購入が難しい物資の確保に努めます。</p>						
<b>第1項（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>緊急事態宣言下においてのびのびルーム等で従事し、その後も感染リスクのある中、引き続き業務に従事している方を対象に、感謝の意を表し、1人当たり2万円のQUOカードを支給するための補正予算案を本会議に上程しています。</p>						
<b>第1項（4）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>今回の経験を踏まえ、各現場への緊急時の連絡体制についてはICT化も含め、引き続き研究していきます。</p>						
<b>第1項（5）、第2項（1）（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>活動場所については、国の基準を遵守しつつ、専用教室のほか、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等の確保に努めています。</p>						
<p>感染症対策については、のびのびルーム等放課後児童対策事業を学校内で実施していることに鑑み、学校に準じた取組を行っています。</p>						
<p>また、榎小学校の校舎増築工事につきましては今年度3月末の完成を予定しています。新校舎が増築されることに伴い、次年度以降は榎校区地域会館の使用は行いませんが、3月末までの間、学校との連携を図り、利用児童の安全の確保に努めています。</p>						

番 号	陳情第81号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>指導員の配置については、国では参酌基準として各地方自治体で1人とすることも可としていますが、「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、支援の単位ごとに2人としています。</p> <p>指導員の処遇改善については課題であると認識しており、個々のスキルアップやモチベーション向上につながるよう引き続き予算の確保に努めています。</p>						
第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>複数の放課後児童対策事業があることについては課題であり、事業を統一していく必要があると認識しています。今後、放課後の施策が利用するすべての児童にとって、よりよいものとなるよう事業の統一化について検討を行っていきます。</p>						

令和2年 第5回市議会(定例会)陳情回答綴

令和2年12月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号  
1-B2-20-0101